

40504

教科書文庫

4
110
32-1940
25000 28310

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

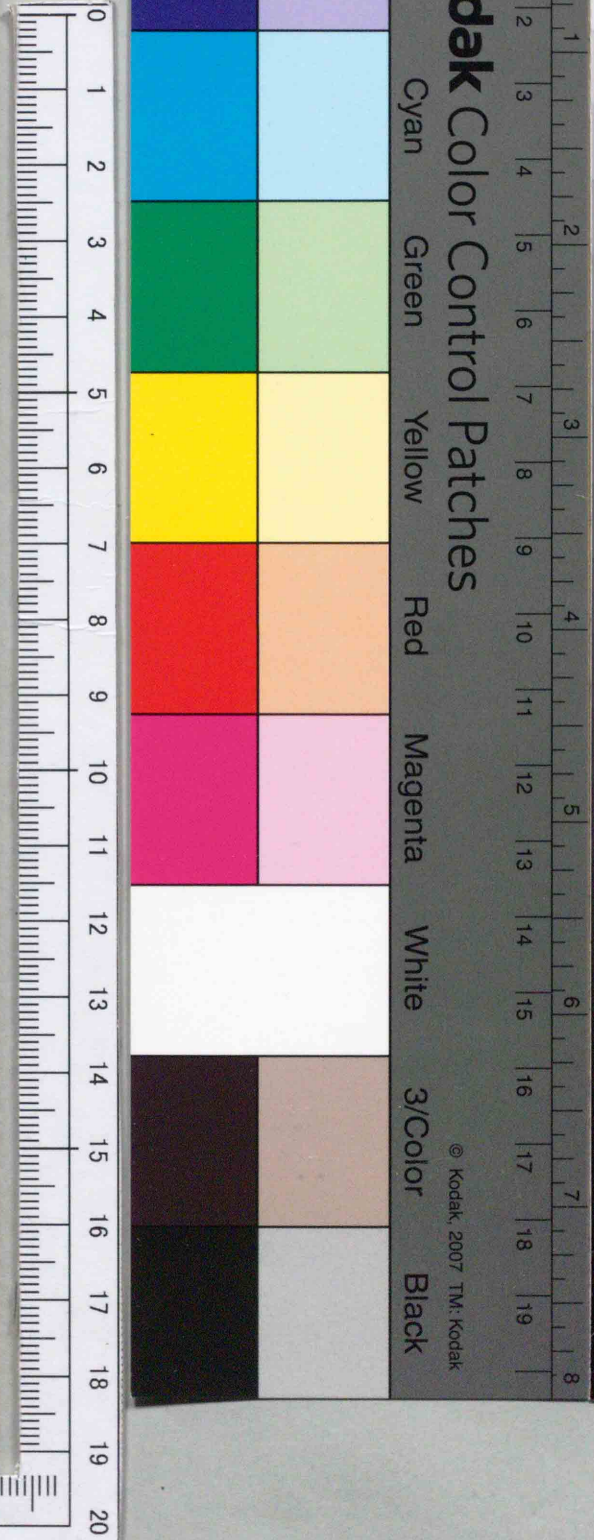


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
110
32-1940
2500028310

高等小學修身書 卷二

兒童用

文部省





教科書文庫
4
110
32-1940
2500028310



広島大学図書
2500028310


高等小學修身書 卷二

文部省

兒童用

登録番号	28310
分	375.9
類	M

名

名

目 録

第一課	肇國の精神	一	第十五課	公益世務	八十一
第二課	御歴代天皇の御盛徳	五	第十六課	公益世務(つゞき)	八十五
第三課	國民の誠忠	九	第十七課	國憲國法(其の一)	九十九
第四課	國體の精華	十二	第十八課	國憲國法(其の二)	百五
第五課	孝	十七	第十九課	國憲國法(其の三)	百七
第六課	兄弟姉妹	二十三	第二十課	國憲國法(其の四)	百十五
第七課	夫婦	二十八	第二十一課	國憲國法(其の五)	百二十六
第八課	朋友	三十二	第二十二課	義勇奉公(其の一)	百三十三
第九課	恭儉	四十	第二十三課	義勇奉公(其の二)	百三十七
第十課	博愛	四十七	第二十四課	皇運扶翼	百四十四
第十一課	學問	五十四	第二十五課	忠孝一致	百四十六
第十二課	業務	六十五	第二十六課	斯の道	百四十九
第十三課	智能	七十	第二十七課	君民一徳	百五十五
第十四課	徳器	七十六			

高修見二

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德

ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

昭和十四年五月二十二日

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

高修兒二

高等小學修身書卷二 兒童用

第一課 肇國の精神

皇祖皇宗の我が國をお開きになるに當つては、其の規模が廣大で、しかも永遠に亙つて動かないやうになされた。教育に關する勅語に、皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニと仰せられてあるのは、此の義をお諭しになつたのである。

天照大神の神勅に、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさんこと。當に天壤と窮なかるべし。と仰せられてある。此の神勅は實に我が肇國の根本精神を明らかにお示しになつたものである。神勅にいはゆる寶祚とは、大日本帝國を統

治せられる天皇の御位のことであつて、即ち皇位である。天孫降臨以來、御子孫が相繼いで此の皇位にお即きになつて、我が國を統治せられてゐる。我が國に於て君臣の分が定まり、皇位が天地と共に窮のないことは、此の神勅に由つて知られる。皇孫瓊杵尊が神勅を奉じ、諸神を従へて此の國にお降りになる際に、大神は三種の神器を尊にお授けになり、且此の鏡を視ること我を見るが如くせよと仰せられた。それから三種の神器は御歴代の天皇が踐祚と共に之をお受継ぎになり、皇位の御しるしとなされることとなつた。

瓊杵尊から彦火火出見尊を経て、鷓鴣草葺不合尊まで、御三代の間は、日向の高千穗宮におはしまして、靜かに御德をお養ひになつた。それから神武天皇の御代となつたが、天皇は遠く

高修兒二

高修兒二

隔つた地方がまだ皇室の御惠に露はないのを、お慨きになり、永く西偏に留つてゐては、天業を盛にすることが出来ないと思し召されて、舟軍を率ゐて東方にお進みになり、遂に大和地方を平定せられ、都を橿原に定めて御即位の禮をお舉げになつた。

天皇は都をお定めになる時、詔をお下しになつて、當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまひし德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めん。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇とせんこと、亦可からずや」と仰せられた。又御即位の四年には、我が皇祖の靈や天より降鑒りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以

て天神を祀り用て大孝を申べたまふべし。と仰せられ、靈時を鳥見山に立て、皇祖天神をお祀りになつた。かやうに我が國は肇國の規模が宏遠であつて、國初から今に至るまで、萬世一系の天皇が相繼いで君臨せられてゐる。これは實に萬國に比類のないところである。我が國が世界の舊國であつて、しかも國運が年々に進み進んでやまないのは、實に我が肇國の精神が時と共に生々發展するがためである。

明治天皇御製

神代よりうけし寶をまもりにて

治めきにけり日の本つ國

檀原のとはつみおやの宮柱

たてそめしより國はうごかず

第二課 御歴代天皇の御盛徳

御歴代の天皇は皇祖の神勅を奉體して、身を正しくし道を行はせられ、民を愛し教を垂れさせられ、以て範を萬世におのこしになつた。勅語に「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられてゐるのは、此の意をお述べになつたのである。

仁徳天皇は或日高い御殿に登つて四方をお望みになつたところがかまどの煙が立上ることがまばらであつたので、人民の窮乏を思し召されて、詔を下して、三年の間、課役をお除きになつた。それから天皇は衣食の御料を節約せられ、宮垣が崩れてもお造らせにならず、宮殿の屋根が壞れてもお葺かせにならなかつたが、三年の後、再び高い御殿からお望みになると、今

度は炊煙が盛に立上つてゐたので、天皇は皇后に、朕既に富めり。人民の貧しきは朕の貧しきなり。人民の富めるは朕の富めるなり。と仰せられた。

崇神天皇の詔に、「我が皇祖諸天皇等の御位に登らせ給ふは、豈一身の御爲ならんや。蓋し神祇を祭り人民を治めて、天下を經綸し給ふ所以なり。今朕皇位を繼承して人民を愛育す、如何にしてか皇祖の跡に遵ひて、永く無窮の祚を保たん。」と仰せられた。ある。光格天皇が後櫻町上皇にお贈りになつた宸翰の中に、御自身を後にし天下萬民を先とし、仁惠誠信の心、朝夕晝夜にお忘れにならないことを仰せられてある。又明治天皇の御即位の初の頃の宸翰に、「今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕か罪なれば今日の事朕自身骨を勞

高修兒二

高修兒二

光格天皇御肖像



掲げよう。

し心志を苦め艱難の先に立古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉して億兆の君たる所に背かさるへし」と仰せられてある。
左に御歴代天皇の聖徳の一端をうかゞひ奉るべき御製數首を

後宇多天皇御製

いとぶまた民やすかれといはふかな

わが身世にたつ春のはじめは

後醍醐天皇御製

世をさまり民やすかれといのるこそ

わが身につきぬおもひなりけれ

櫻町天皇御製

身の上は何かおもはん朝なく

國安かれといのるこゝろに

明治天皇御製

ちはやぶる神のこゝろを心にて

わが國民を治めてしかな

しづがすむわらやのさまを見てぞ思ふ

あめかぜあらし時はいかにと

第三課 國民の誠忠

君に忠を盡くすのは、我が國道德の第一義である。皇祖の神勅に本づいて肇國の初から君臣の分は嚴として定まり、我等の祖先は皇室に忠を盡くすのを第一の本務とし、世々之を實踐して千古の美風を成して來た。和氣清麻呂・楠木正成・北畠親房等の事蹟の如きは實に誠忠の模範である。我等はかゝる美風を受繼いで、時勢に應じて益、其の美を發揮しなければならぬ。

我が國は皇祖皇宗が肇造せられ、我等の祖先が之を輔翼し奉

り、君民一體となつて國運の隆昌を圖つて來たのである。我等が國を愛する心は、萬世一系の皇位を尊んで君に忠を盡くすところに本づくものである。我が國にあつては忠君と愛國とは全く一であつて、相分れないのである。

我等は國家の獨立と繁榮のためには、全力を盡くして之に當らなければならぬ。萬一我が國威が傷つけられる恐がある時は、國民たる者は生命を捧げて國家を防衛すべきである。これは國家非常の時に於て君に忠を致す道である。

我等は常に平和を愛し、國家の危難を豫め防止して、其の間に國威を保ち、國運を隆昌ならしめるやうに努むべきである。平和を重んずる精神は、文明が進歩すると共に次第に發達した。明治天皇並びに大正天皇の平和に大御心をお用ひになつた

高修兒二

高修兒二

ことは、戊申詔書、大正九年平和條約實施の際に賜はつた詔書等について之を拜察することが出来る。今上天皇陛下も其の御志をお受継ぎになつて、常に平和を重んぜさせられる。我等は此の大御心を奉體して平和のために盡くすべきである。常時にあつて忠君の道を全うするには、よく我が身を修め、家をととのへ、各其の本分を盡くして我が國運の發展に資するにある。即ち我等が専心自己の業務に勵み、忠實國家の公事に當るのは、常時に於ける忠君の道である。大正天皇の御製に、

としく、にわが日の本のさかゆくも
いそしむ民のあればなりけり

と詠ませられてある。

我等は祖先以來、世々皇室の御恩澤に浴してゐるものである

から、天皇陛下に忠を盡くすのは、臣民の本務であるばかりでなく、又報恩の道であることを知らなければならぬ。殊に我が國にあつては、皇室と臣民との關係の由つて來るところが甚だ久しく、國を擧げて一大家族の趣をなし、君臣の間はちやうど家長の家族に於けるが如く、親の子に於けるが如きものがあるから、臣民たる者は、敬愛の誠を盡くして天皇陛下に事へ奉らなければならぬ。雄略天皇の詔にも、義は乃ち君臣情は父子を兼ね。」と仰せられてある。

第四課 國體の精華

皇祖皇宗が國をお肇めになることが宏遠で、徳をお樹てになることが深厚であつて、臣民は常に天皇を尊び、よく父祖に事

へ、心を一にして世々忠孝の美風を成してある。これは我が國體の純且美なるところであつて、我が國の教育の本づくところもまたこゝにある。勅語に、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられてあるのは、此の義をお諭しになつたのである。長い年代の間には、武將が政をほし、まゝにしたこともあつたが、皇室を尊ぶの念は國民の心から嘗て離れたことはない。皇室の大事に際しては、必ず忠臣が身命を顧みずして之に赴いた。又我が國民は父母に事へてよく孝を盡くし、祖先を敬つて祭祀の禮を厚くした。かやうにして國民は心をあはせて忠

孝に勵み、世々善美な風習を傳へて來たのである。
 上に萬世一系の天皇相繼いで君臨せられ、道德を本として永
 遠に我が國をお治めになることと、下に忠良な臣民があつて、
 皇室に忠を致すと共に、父祖に孝を盡くすこととは我が國體
 の精華である。さうして我が國教育の淵源もまたこゝに存す
 るのである。大正天皇の御即位禮の勅語に「義ハ則チ君臣ニシ
 テ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と仰
 せられてある。又今上天皇陛下の御即位禮の勅語にも「皇祖皇
 宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ
 如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗
 上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニ
 シテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてある。これ

高修兒二

高修兒二

らは皆我が國體の精華をお示しになつたもので、教育に關す
 る勅語の御趣旨を重ねてお諭しになつたものである。即ち君
 臣の分が永遠に明らかであると共に、其の間に親子の如き情
 誼があつて、全國がちやうど一家一族の如き趣をなしてゐる。
 さうして皇室に於かせられては、常に皇祖の神勅に本づき道
 徳に依つて國を治め民を導かれ、臣民は親を仰ぎ慕ふが如き
 至誠を以て皇室に奉仕してゐる。これは實に我が國體の精華
 であつて、萬國に比類のないものであるが、同時に社會の理想
 として最も善美な基礎を有するものである。君民の關係が父
 子のやうにあることは、東洋の聖人が久しく望んでゐたこと
 である。國家の統治者が道德を以て國を治めて行くことは、
 西洋の賢者が夙に冀つたところである。我が國體は正しくこ

これらの理想にかなつたものであつて、眞に萬邦無比にして、善美を極めたものと稱すべきである。

古語に「汝みづからを知れ。」とある。自己を知り、自覺を深めて行くことは、人格を修養する上に於て極めて大切である。我等が國民として自國の國體をわきまへるのは、みづからを知ることで、國民としての本務を盡くす上に同様に大切なことである。世界に國をなすものは、各其の國固有の特色をもつてゐないものはない。これは其の立國の基礎を異にし、歴史を異にしてゐるがためである。我等は我が肇國の精神と國體の精華とを知り、我が國の特色を發揮し、克く忠に克く孝であつて此の善美な國體をして益、光輝あらしめなければならぬ。かやうにして我等は祖先に對して恥ぢないよい日本人であるとい

ふべきである。

明治天皇御製

國民はひとつ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

第五課 孝

人は此の世に生まれ出ると、先づ父母の厚い慈愛に浴して成長するので、自然と父母に親しみ父母を愛する心が起り、又知らず知らず素直な心も生ずるのである。此の心は他人に對する好意となり、信賴の念となるのである。人の一生に於て大切な徳行は子として父母に事へることから始るものである。古語に「孝は徳の本なり。」とある。明治天皇の御製にも、

たらちねの親につかへてまめなるが
人のまことの始なりけり

と詠ませられてある。

我が國に於ては古から孝を重んずる美風があつて、孝行の美談が頗る多い。由來我が國社會の一般の人情が敦厚であるのもこれがためであり、それが又國の盛になる基ともなつた。かやうに孝は大切な道であるから、勅語に我等臣民の守るべき道をお示しになるに當つて、先づ第一に「父母ニ孝ニ」と仰せられたのである。我等は常に孝道を守つて聖旨に副ひ奉り、益我が國の美風を發揚することに努めよう。

孝行の道は父母を敬愛し、其の命に従ひ、其の心を安んずるにある。此の心得は終始之を變へないやうにすべきである。子が

まだ幼い頃には父母は元氣であるが、子が成長するに隨つて父母は次第に老いて行くから、子たる者は此の心得を以て一日でも孝養をゆるかせにしてはならない。古人の言に「樹靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たず」とある。我等の成長の後、父母がまだ健かであるのは、子として此の上もないしあはせである。此の時に於て朝夕和氣溫容を以て父母に事へることが大切である。

甚介は備中淺口郡柴木村今の岡山縣淺口郡大島村大字大島中字柴木の人である。農を

業とし、母に事へて孝行であつた。甚介は毎朝早く起きて茶を沸かして母の起きるのを待ち、朝夕の食事も母が食べない中は自分も食べず、時を過ぎても飢を覺えるといふことがなく、母が食べてから始めて喜んで自分も箸を取るのが常であつ

た。又母が寝る時には、甚介は母の床を展べ、冬は其の床を温め、夏は涼しくして眠らせた。母が寝てもまだ熟睡しなれば、自分も眠らず、夜が更けるまで母の側にゐて慰め、痛い所があれば撫でさすりなどしていと懇にいたはつた。家に敷いてあるのは皆筵であつたが、其の中のたゞ一枚だけを疊にして其上に母を坐らせた。甚介は何事も母の命ずるがまゝに少しも違はなかつた。又用事があつて岡山に行くことがあれば、必ず魚や菓子など母の好むものを買求めて歸り、それを母にすゝめて其の心を喜ばせた。かやうにして母は八十歳の高齢になつたが、六十歳ばかりにしか見えないので、人が其のわけを尋ねると、母は、甚介が親切にしてくれるので何も心配なことがない。どんな富貴な人の親でも私程のしあはせ者はあります。

まい。老衰しないのも其のためでせう。」と答へたといふことである。甚介は延寶九年の秋六十歳で歿したが、其の子孫にもよく甚介の遺風を受繼いで孝心の厚い人が現れた。祖父母に事へるには父母に事へると同じく敬愛の誠を盡くすべきである。殊に祖父母には年をとつて耳が遠かつたり手足が不自由であつたりする者が少くないから、孫たる者は一層心を用ひて事へなければならぬ。祖先を尊崇するのにもまた孝の道である。神武天皇が國內を御平定になつた後、皇祖天神を祀つて大孝をおのべになつたのは、御みづから萬世に亘つて模範をおのこしになつたものである。孝道を全うするには、たゞ父母祖父母を敬愛してよく之に事へるばかりでなく、常に祖先を尊崇して祭祀の禮を厚く

し、其の墳墓を大切にしなければならぬ。又父祖の志を継ぎ、父祖の美風を傳へ、常に身を修め、業務に勵んで家名を揚げるやうに心掛くべきである。

父祖に孝を盡くさうとするには、かりそめにも忠君の道を忘れてはならない。我等の父祖は皇室に事へて誠忠を致したものであるから、我等が君に忠を盡くすのは、父祖の志を継ぎ、父祖の遺風を顯すものであつて、これがやがて父祖に孝なる所以である。我が國では忠を離れて孝は存しないのである。

明治天皇御製

たらちねのみおやの教あらたまの

年ふるまゝに身にぞしみける

第六課 兄弟姉妹

兄弟姉妹は兩手のやうなものであり、又幹を同じくして連なつた枝のやうなものである。同じ父母から生まれ出て骨肉の親しみは斷つに斷てないものであるから、兄弟姉妹は互に友愛の道を盡くさなければならぬ。

兄弟姉妹は喜憂を共にし、誠意と温情を以て互に助け合つて家門の繁榮を圖ることが大切である。兄弟姉妹は一しよに父母の膝下に居る時に、互に友愛の道を盡くすべきはいふまでもないが、成長の後、各別れて住むやうになつても、疎遠にならないうやうに氣を附けて、互に往來したり、音信を通じたりして、相親しみ、相助けて、永く友愛の道を失はないやうにしなければならぬ。

頼春水は安藝の竹原の人である。家は代々染物を業としてゐた。春水は幼い頃から學問を好み、群童に優れてゐたので、春水の父は之を儒者にしようと思つて、良い師を求めたが、田舎のこととてそれを得ることが出来なかつた。そこで父は春水を大阪に遊學させることにした。春水は大阪に出て、當時學問、詩文を以て聞えてゐた人々を師友として交り、講學に努めると數年、學業著しく進み、遂にそこに門戸を張つて弟子を教へ、其の名を遠近に知られるやうになつた。

春水に春風、杏坪の二人の弟があつた。母は春水がまだ家郷に居る頃に歿した。其の時春水は十七歳、春風は十歳、杏坪は七歳であつた。母なき後は春水は特に二弟をいたはり、其の教養に力を盡くした。父は之を見て、春水が居るので自分は教へなく

てもよい。」と言つて喜んだ。

それから二人の弟も相次いで大阪に出て學問をすることになつた。春風は父の命によつて儒學と共に醫術を學んだ。數年の後、其の業が大いに進んだ。其の頃、父は年老いて家に病んでゐた。春水は嗣子であるから歸つて父の看病をしようとしたが、父はそれを許さず、なほ春水が大阪に留つて學問に勵むやうに望んでゐたので、春風が兄に代つて歸省して父の看病に當つた。春風は郷里で醫を業とし、傍ら學問を授け、又舊屋を改築して父と共に移り住み、厚く孝養を盡くして、兄が家庭を顧みる心配なく學問に一心になることの出来るやうにした。それから春水は其の業遂に成り、擧げられて廣島藩の儒者となつた。父は大阪から歸つて來た春水を見て、其の素志が達せら

れたのを大いに喜んだ。
後、末弟杏坪も儒者としてまた藩に用ひられ、兄弟共に藩の學事に當ることとなつた。しかるに杏坪は初め食祿も少く生計が困難であつたので、妻と共に長兄の家に同居したが、七年といふ長い間、兄弟一しよに暮してゐて、其の仲が始終睦まじく、人も羨む程であつた。後、杏坪が政治向の高い役に拔擢された時、春水は非常に其の榮進を喜んで、文を作つて之を祖先の靈に告げた。

春水が歿して其の嗣子の聿庵がまだ年が若かつたので、家塾で教へることが出来なかつた。そこで春風は藩命を受けて、もはや六十歳を超えた身で、居處の竹原と廣島の間十數里を往來して家塾を輔けることとなつた。春風は聿庵の成長するま

で數年間よく之を勤めたが、杏坪は自分の家に新に一室を設け、春風が廣島に来る毎に此の室に泊らせて、自分も兄と同じ室に起臥し、心を盡くして兄を慰めたといふことである。春風の歿後、杏坪は其の行狀を認め、其の中に「自分は幼少より春風の友愛、慈誨を被つて人となることが出来た。其の恩義は至つて重い。」と記してゐる。頼氏兄弟の如きは互によく友愛の道を盡くしたものと云ふべきである。

兄弟姉妹の間は親睦が第一であるけれども、又長幼の序を正しくすることが大切である。兄弟姉妹は弟妹より年齢も長じ、經驗にも富むものであるから、兄弟姉妹は常に弟妹をいたはり助け、又自分の行を慎んで其の模範となるやうに心掛け、弟妹は兄弟姉妹を敬ひ愛してよく其の教に従はなければならぬ。且父母は

其の子が不和であると非常に心を痛めるものであるから、兄弟姉妹が互に友愛の道を守つて親睦和合するのは、父母を安心させることになり、實に孝道の一端である。兄弟姉妹の外、我等に親密な関係のあるのは、伯父母、叔父母、従兄弟姉妹などの親類である。親類の間にあつても禮儀を正しくすると共に、常に親愛の情を以て相交らなければならぬ。

第七課 夫婦

我等はさきに、家に於て父と母とのなすところについて學んだ。男子と女子は結婚して夫婦となり、家を經營して之を子孫に傳へるものである。こゝに於て男子の務と女子の務がおのづから分れて來る。夫は主として家業を執り、公の事にたづさ

はり、妻は主として家事を治め、家業を助け、子女を育て、各其の分を守つて一家の繁榮を圖るべきである。

一家の幸福を進め、家運の隆昌を致すには、夫婦相和することが大切である。夫婦が相和して家々の秩序は整ひ、家々の秩序が整つて一國の風俗は善美となる。それ故、夫婦の和合は良風美俗の源をなすものである。

夫婦が相和するには、一生變らない相互の愛がなければならぬ。しかし親しきに狎れると、互にあなどる心を生じ、遂には感情を害するに至るものである。それ故、夫婦の間は愛ばかりでは和合を永く續けて行くことが出來ない。愛を失はないやうにするには、互に人格を重んじて相敬しなければならぬ。かやうに相愛し、相敬して夫婦の間は眞によく和合すること

が出来来る。夫婦が相愛し相敬して變らないのが夫婦の道である。貞操を守るべきは夫にも妻にも大切なことである。夫婦は互に其の分を守り、相助けて家の繁榮を圖るべきである。それ故、夫婦は互に其の個性を理解し、各よく其の分とするところを尊重し合つて行かなければならない。互の性質や行動に多少不満足のことがあつても、同情と忍耐を以て愛敬の心を失はないやうにしなければならぬ。夫は妻を愛護し、妻に對して専恣の舉動があつてはならない。しかし夫は一家の主人であるから、妻は從順であつて夫の命に従ふべきである。昭憲皇太后の皇后であらせられた時の御歌に、

むつまじき中洲にあそぶみさごすら

おのづからなる道はありけり

と詠ませられてある。

寛政の頃、徳川幕府の士に小出大助といふ人があつた。初はひくい地位にあつたが、職務に精勤であつたので、次第に出世して、代官となり、更に郡代となり、到る處でりつばな政治をして評判がよかつた。住民の中には大助の徳を慕ふの餘り、祠を立てて之を祀る者すらあつた。かくして漸次昇進して江戸城二の丸の留守居役となつた。大助の妻をゑちといつた。資性貞淑であつて、よく夫に事へ、舅姑を大切にし、又よく子女を教へ、禮節を重んじ、儉素を守つて、家政をととのへた。大助がいろく役がかはり、多年劇職にあつて一心に其の職務に盡くすことが出来たのは、實に妻の助によるものが多かつたのである。大助の母は年七十を超え、脚が悪くて歩行に不自由であつた

が、ゑちは常によく之を介抱し、飲食衣服の事を始め、萬般の事に心を盡くして事へた。其の子が次第に成長して武藝を學ぶやうになり、嚴寒の膚を刺す朝稽古に行く時も、ゑちはきつと早く起きて食事を調へ、決して人手を借りなかつた。又其の子を監督して學問に勵ませ、もし怠るやうなことがあると、どうしてこんななまけ者を生んだのであらう。」と言つて泣悲しんだので、子等は皆奮勵して良い人となつた。

明治天皇御製

正しくもおひしげらせよ教草

男女のみちをわかちて

第八課 朋友

古から君臣父子兄弟夫婦と共に、朋友を數へて五倫と稱してゐる。君臣の誼と親族の情の外に最も親しい關係を有するものは、實に朋友である。朋友は相助け、相益して事を共にするものであるから、又世の中で最も頼もしい關係である。朋友が友情を以て結び、互に助け合ひ、勵まし合つて、共々に世に立つのはゆかしいことであり、それがやがて社會を健全にする道でもある。明治天皇の御製にも、

もろともにたすけかはしてむつびあふ

友ぞ世にたつ力なるべき

と詠ませられてある。

朋友の間は信を以て相交らねばならない。信とは心に誠があつて言行に偽のないことをいふのである。さうして言つた事

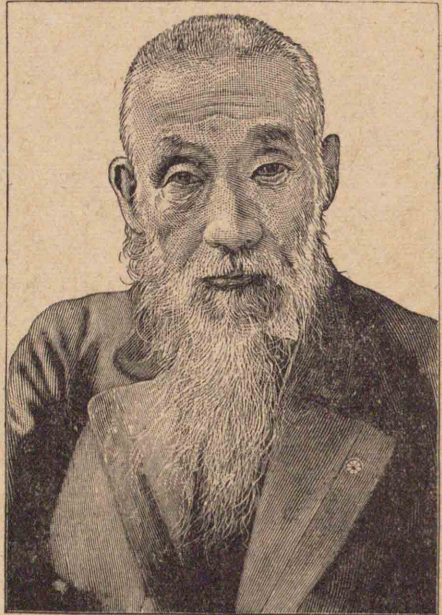
を實行しようとするには、初に其の事の義理に合ふか合はな
いかを考へねばならない。さうでない、後になつてそれを果
すことが出来ないで、不信の讒を招くやうになる。古語に「信義
に近ければ、言復むべし」とあるのは、此の理を示したものであ
る。かやうに信と義とは離れてならないものであるから、朋友
の道は信義にあるといふことが出来る。

朋友は信義を以て交り、永く其の交を變へてはならない。利害
のため、其の交を變へるやうなことは、甚だ賤しむべき行で
ある。又朋友が災厄にかゝり、困窮に陥るのを見るときは、進ん
で之を救ふ心掛が大切である。

杉浦重剛は安政二年近江の膳所に生まれ、大正十三年七十歳
を以て歿した。夙に教育の事にたづさはり、終生後進を薰陶し

高修兒二

高修兒二



て倦まず、其の感化の及ぶと
ころが深く且廣かつた。大正
三年東宮御學問所の設けら
れた時、召出されて御用掛を
仰せ付けられ、倫理科を擔任
して、至誠一貫、以て進講の大
任を果した。

重剛は人となり高潔重厚、友誼に厚く、其の交友も少くなかつ
た。明治初年、東京開成學校に學んでゐた頃、小村壽太郎と親し
く相知り、永く其の交を變へなかつた。壽太郎は外交官として
世に出た頃、父ののこした負債によつて頗る窮乏に陥つたこ
とがある。重剛は壽太郎の窮乏を見るに忍びないで、友人と相

談して、連帯保證で金を借りて其の困窮を救はうとした。友人の中には、連帯保證は危険であると言つて重剛に忠告する者もあつたが、しかし重剛は、今は壽太郎の焦眉せうびの急を救ふためには少しもためらふ場合ではないと考へた。そこで忠告をしてくれた友人に對して連帯保證のやむを得ないわけを述べたところが、友人もそれを聽いてもつともであると同意したばかりでなく、重剛の友誼の厚いのに感じて、自分も壽太郎のために保證に立つやうになつた。かやうにして重剛を中心とする數名の友人は、連帯保證で金を借り、之を以て壽太郎の差迫つた困窮を先づ救ふことが出来た。更に重剛はこれらの友人と共に、壽太郎の借金を全く無くする目的で、基金として毎月金を出し合ふことを約し、自分も貧しい中から金を出し

て、二箇年の間之を實行した。壽太郎が窮乏の中にあつてよく他日其の志を暢のほばすことを得たのは、重剛の友情に負ふことが少くなかつたのである。

明治三十八年七月八日、外務大臣小村壽太郎は、アメリカ合衆國ポーツマスに於ける日露講和會議に全權委員の重任を帯び、國民歡呼の聲に送られて東京を出發した。此の時會議に赴おもむく壽太郎は、戦局の實情に顧みて、會議の結果が國民の過大の期待を満たし得ないで非難を受けるであらうと覺悟してゐた。重剛は久しく病床びやうしどにあつて其の日親しく友の門出かどでを見送ることが出来なかつたので、人に頼んで送別の言葉を傳へてもらひ、なほ壽太郎の胸中を察する餘り、たとひ如何やうの事があらうとも、飽あくまで自己の信ずるところを貫ぬけ、成敗は

敢へて恐れるな。」と奉書に認めたものを送つて激勵した。ポーツマスに於ける談判の結果は、國民の期待した程我が國に有利でなかつたので、果してがうく、たる非難の聲は壽太郎の身邊を包むに至つた。重剛の家塾かじゆにゐる人々さへも其の非を鳴らしたが、壽太郎を信ずることの深かつた重剛は、小村は君國あるを知つて私心なく、現下日本第一の外交官である。其の日本一の外交官がやつたのだから、あれでよい。」と言つて、いつも壽太郎を辯護べんごした。しかし非難の聲は高まるばかりで、今や小村を辯護する者としては杉浦の外にはないとさへ言はれた。壽太郎の同窓どうそうの者までが、外務大臣に辭職を勸告しようといさまいて重剛の所へ相談に來たが、重剛は即座にそれを斥しりぞけて、小村なればこそあれだけにやれたのだ。辭職勸告どころか、

私は彼に總理大臣にもなつてもらひたいと思つてゐる程だ。」と言つて答へた。

朋友はよく擇えらばなければならぬ。善い人と交ると、知らず知らず善い風に化せられ、悪い人と交ると、いつしか其の悪風に染まるからである。古語にも、麻あさの中の蓬ももは矯かめざるにおのづから直し。」といひ、又「水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友による。」といつて朋友の感化の著しいことを教へてゐる。善を責めるのは朋友のすべき道である。朋友に正しくない行があれば、忠告をして改か悛しゆんさせ、又朋友から忠告を受けたときは、喜んで聽入れるやうにしなければならぬ。朋友は胸襟きょうしんを開いて、互に缺點や過失について注意し、不善に陥らないやうに誠まことめ合つて、共に智徳の發達を圖はかるべきである。かやうにし

て朋友の間に信義の道が行はれるならば、延いては社會一般に醇厚な風俗が出来て、社會の健全な發達もおのづから期し得られるものである。

第九課 恭儉

我等は身を慎んで無禮な舉動をせず、又常に自分の心を引きしめて氣まゝにしないやうに努めなければならぬ。これは身を修め人と交る大切な道である。

我等は他の人々と共に此の世に生活するものであるから、無禮な舉動をしたり、自分の心を引きしめることを忘れて氣ままのことをしたりしたならば、たゞ自己の品位を損ふばかりでなく、他人との交際を全うすることが出来ず、公衆に對する

禮儀に背き、社會の秩序までも亂すやうになる。

禮儀は恭敬の念が外に現れたものである。容儀、服裝を正しくして人に接するのは禮儀である。言語を慎み、坐作進退の法を失はないのもまた禮儀である。禮儀の法式は時勢の推移に隨つて、多少の變動はあるが、禮儀の重んずべきは、古今に通じて變らないのである。

伊藤仁齋は、居常禮儀正しく、人に向つて少しも荒々しい言葉などを遣ふことがなかつた。一座の人々の議論が熱して來て、はては口ぎたなく罵り合ふ者もあるやうな時でも、仁齋だけは、いつもと變らぬ恭敬な態度で、靜かにものを言つた。かやうに慎深く舉止端正であつたが、さればといつて、些かも窮屈な風はなく、實にりつばな態度であつた。それで或人は之を評し

て、正に大納言以上の人品。」と言つた。それは過當ではなかつた。なぜならば、京都所司代が仁齋と途中で出會ひ、貴人と間違へてわざ／＼馬から下りたことがあつたからである。當時京都所司代といへば、洛中洛外、飛ぶ鳥も落す程の威勢があつたのだから、以て、仁齋の人品がどんなものであつたかが思ひやられるのである。

自分の心を引きしめて行くのは、外から見れば、時として卑屈・無氣力のやうに見えるが、實は大いなる勇氣がいるのである。人におごりたかぶつて、人を人とも思はず、勝手氣まゝな振舞をするのは、實は自分の心を引きしめて行く勇氣のないものである。又虚榮心きよえいしんにかられて外見を飾るのも、其の勇氣に乏しいからである。國民精神作興に關する詔書みことのりに、浮華放縱ヲ斥ケ

テ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ」と仰せられてある。我等は自分の心を嚴に引きしめて聖旨に副ひ奉らう。

儉約で無益に貨財を費さないのもまた自分を引きしめることである。我等は常に其の分を顧みて相當の生活をすることに注意しなければならぬ。又た、現在の有様ばかりを見ないで將來のことも慮おぼへるべきである。一家の生計を營むには收入の如何を考へて支出を定め、常に幾分の貯蓄たくわをする心掛がなければならぬ。儉約と吝嗇りんしやくとは似て非なるものである。それ故、よく儉約を守る者は、平生みづから引きしめて用を節するが、必要がある時には支出を吝まないのである。

前田綱紀つなゆきは加賀の藩主で、寛永二十年に生まれた人である。賢

明にして恭儉よく領民を愛したので、將軍徳川吉宗も深く歎美して天下に其の例がないとまで稱揚した。

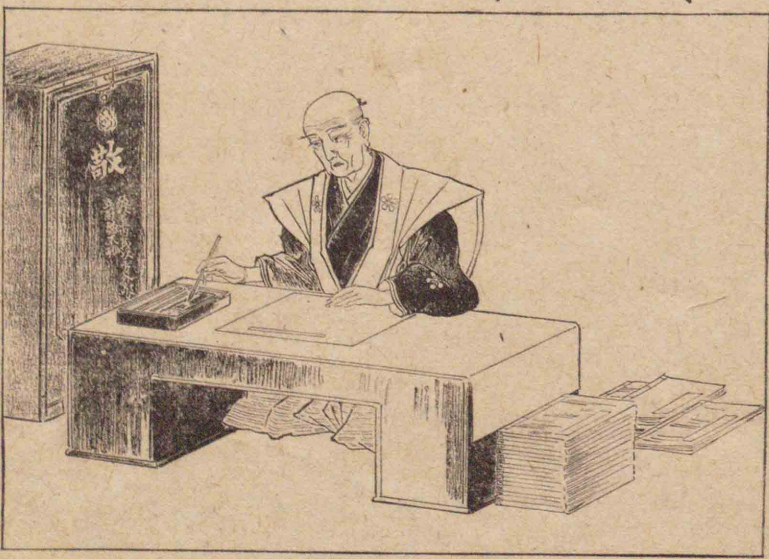
綱紀は學問に勵み、修徳に努めて怠らなかつた。其の居るところの室、用ひる器具、其の他一切耳目に觸れるものに自警の文字を記して起居進退之を觀之を察して以て修養の資に供した。其の座右の本箱にも「敬」の字を銘としたもの、或は「晝考夕省」の四字を銘としたものを用ひて、しばらくの間も自分の心を引きしめることを怠らなかつた。

綱紀は元祿前後、上下華美豪奢を競ふ時代に、身は三百諸侯の首班に列し、百萬石を領する大藩主でありながら、日常の生活は儉素を旨とし、常に五斗味噌の汁を用ひ、肌着には鬱金染の木綿を用ひた程であつた。又老後に用ひたラシヤの帽子の如

高修見二

高修見二

きは、古い火事羽織の土藏にしまひ込んであつたのを捜し出させ、それを切抜いて作らせたものであつた。又其の書いたものを見ると、一時の草稿はいふまでもなく、二十餘歳の頃から八十二歳で薨ずる數日前まで、筆を執つて編述した書物の如きも、悉く反古を用ひて其の裏に細書してあつた。しかし綱紀はみだりに財を吝む人ではなかつた。それ故、みづから節約に努めたけれども、藩の表向



の費用や世のために要する費用は、嘗て其の支出を吝んだことはなかつた。綱紀は決して諸士の祿を減ぜず、領民の租税を増さず、又學問・産業の奨励には少しも其の費用を吝まなかつた。かの稻生若水が「庶物類纂」と題する一千卷の書物を著すことが出来たのも、多年綱紀の優遇を受けたためであつた。又綱紀は近侍の者に菓子・膳部などを與へるにも常に注意して粗末なことの無いやうにし、時には之を取寄せてみづから試み、もしそれが粗末なものであつたときは、「どうしてこんな物が人に與へられるか、これでは全く與へない方がよい。」と言つて取換へさせたといふことである。

明治天皇御製

思ふことおもふがまゝになれりとも

身をつゝしまんことな忘れそ

皇太后陛下の皇后であらせられた時の御歌

うつぶしてにほふ春野の花堇

人の心にうつしてしがな

第十課 博愛

君臣父子兄弟夫婦朋友はいづれも親しい關係があつて、其の間に自然と相愛する情が起つて來るのである。我等は此の情をおし及して博く世の人々を愛し、又其の不幸に同情し、其の困苦を救ふべきである。

博愛とは親疎内外の別なく博く世の人々を愛することである。さうして實際人を愛するにはおのづから先後緩急の順序

がある。即ち親より疎に、近より遠に及すべきである。又延いては禽獸・蟲魚の類をも憐むべきである。

世の中には不具・癡疾で身體の自由を失つた者があり、幼くて父母に別れたり、年をとつて子や孫に先だたれりして保護・扶養を受け得ない者がある。なほ病氣にかゝつたり、災難に遭つたりして困苦に陥つてゐる者もある。これらの人々に對しては、如何なる人でも思ひやりの心を起す本性をもつてゐる。孟子の言葉に、「惻隱の心無きは人に非ず」とある。又人の一生にあつては、きのふは人の身の上の不幸もけふは我が身にふりかゝつて來ることもある。幸にそんなことがないにしても、共存一體の社會にあつては、人の不幸はやがて我が不幸である。我等にかやうな本性があり、又かやうな自覺がある以上、世の

不幸な人に同情して親切を盡くし、慈善を施すべきである。我が國民は古から博愛の情に富んでゐて、戦時に於てもよく敵人を憐んだ事蹟は、史上に其の例が少くない。楠木正行が攝津の瓜生野に敵を破つた時、川に落ちて流れる敵兵數百人を救ひ上げさせて衣類を給し、藥を與へて其の傷を治療させたこと、文祿の役に島津義弘が敵味方戦死者のために供養碑を建てたことや、又明治三十七八年戦役に上村艦隊が蔚山沖で溺死しようとした敵兵六百餘人を救つたことなどは、其の例である。なほ明治元年、榎本武揚が函館に據つた時、高松凌雲が其の依託によつて函館病院を設け、交戦中彼我の負傷者を收容して厚く治療を加へ、同十年、西南の役のあつた時、元老院議官佐野常民、大給恆等の主唱によつて創立せられた博愛社が、

救護員を戦地に派遣して敵味方の傷病者を救護したのは、いづれもよく戦時に於て博愛の精神を發揮したものと云ふべきである。

大正八年から同九年にかけて北支那に起つた大旱魃は、四十年來ないといはれる程甚だしいものであつた。これがために北支那數省に亙り其の面積五萬方里の間は、野に生色を見ないといふ有様であつた。恐しい飢饉が日一日、刻一刻と迫つて來て、二千萬といふ多數の人が救助を要するに至り、中には親子兄弟離散し、食を求めてさまよひ歩き、遂に途上に斃れ死ぬ者も夥しい數に上つた。實に慘澹として目もあてられない情態であつた。

北京には國際飢饉救濟委員會が設置せられて、中華民國並び

に各國の委員は民國政府と協力してこれが救濟に當つた。委員會は世界各國の政府に電報を發して、食物を購入するため四億圓の金を必要とする旨を述べて、義捐金の寄附を依頼した。これよりさき、北支那飢饉の慘狀は、電報によつて續々我が國にも報道せられて來た。そこで我が國では之を救濟する方法を講じたが、中にも帝國教育會の發起で全國の學校の教員や生徒から集めた義捐金は、殆ど十二萬圓にも達した。これは實に我が國の兒童、少年及び教員の善隣の誼と人類相愛の情に發したものである。發起者は此の金を持つてかの地に赴き、我が居留民の代表者とも相談して、飢に惱み、寒さに慄へてゐる罹災の子供達に、六萬着の温い衣服を調製して之を頒つた。

大正十二年九月一日、關東地方に起つた地震は極めて烈しく、多くの家屋が倒壊し、其の上火災が四方に起り、炎燄天に冲し、東京・横濱其の他の市邑が一夜にして焦土と化し、此の災禍のために死んだ者は幾萬といふ數に達した。其の間交通・通信機關が杜絶し、ために流言飛語が盛に傳はり、人心恟々として益、其の慘害を大きくした。

大震火災の報が四方に傳はると、世の人々の同情は泉のやうに湧起り、各府縣から食糧品・被服・學用品などを續々と送つて來た。又集つた義捐金は實に四千萬圓の巨額に達した。なほ地方の青年團は救護のために東京に駆けつけて働き、罹災者の地方に避難した者は、到る處で親切な世話を受けた。大震火災の報が一たび海外に傳はると、日本に對する同情の

聲は忽ち世界各國に高まつた。しかして其の同情は精神的に止らず、或は救助品となり、或は義捐金となつて多大の物質的援助を寄せて來た。アメリカ合衆國大統領は義捐金募集の演説をなして、一千九百六年(明治三十九年)サンフランシスコの震災に對する日本よりの同情に報いるために、我等は日本の今回の震災に對して十分の同情を表したい。」と述べた。平時に於ける博愛・慈善の事業もまた昔から行はれ、聖武天皇の皇后は飢者・病者のために悲田・施藥の兩院をお建てになり、淳和天皇の皇后は棄兒・孤兒を收容し、乳母を雇つて養育をおさせになつた。又和氣廣虫も多く、棄兒を集めて養育した。現今では日本赤十字社、財團、濟生會、慶福會、少年教護院、孤兒院、慈善病院等が設けられ、其の他種々の社會事業が營まれてゐる。

これらの事業が皇室の思召に出るものが多いのは畏き極みである。近く皇太后陛下は癩しかの不幸に泣く者があるのを深く憐あはれまされて、此の悪疾の救護・豫防のために御日常の供御・御衣服まで御節約あそばされて多額の御手許金を御下賜かになつた。

我等は同胞愛どうがいの精神を發揮して益・社會事業の發達を圖はかるやうに心掛けなければならぬ。

第十一課 學問

知識を廣め徳性を養ふには、學問を修めることが必要である。進んで家を興おこし世を益するにも、また學問を修めなければならぬ。人に賢愚の別があるのは、天賦てんぷの性能に因よることもあ

るが、修學に努つとめると否いなとに因ることが多い。又人の事業の成否も、之に必要な學問を修めてゐるとゐないとに因ることが少くない。

時勢の進歩に伴ともなつて學問の範圍も餘程廣くなつてゐるので、あらゆる學問を修めることはむづかしい。それ故、自分が従事しようとする職業に必要な學問を修めて、それに通ずることが大切である。例へば農業に従事しようとする者は、農業に關する學問を必要とし、商業に従事しようとする者は、商業に關する學問を必要とする。又既に一定の職業に従事してゐる者は、學問の應用に工夫して其の改良進歩を圖はからなければならぬ。かやうに自分の業務に必要な學問を修めると共に、時勢の進歩に應ずる常識を養ふことが、誰にも大切である。我等

が今まで學んで來た學科は、我等の徳性を養ひ智能を啓くに缺くことの出來ないものである上に、將來の業務に必要な學問の基礎となり、又常識ともなるものであるから、いづれの學科も大切である。

學問を修めるには、みづから努めて學ばなければならぬ。少年の時は氣力が盛で、學習の働も敏く、又世事に妨げられることも少いから、修學に最も適當な時期である。少年の時怠つて勉強しなかつたならば、成人の後、悔いても及ばない。又才のあるのを恃んで勉強しない者は、決して大成する人ではない。頼山陽が「私を才子といふのは、まだ私をよく知らないのである。私をよく刻苦するといふ者は、眞に私を知つてゐる者である。」と言つたのを見ても、勉強の大切なことがわかる。

學校にある間は、教師の指導に従つて、日々の課業に勵めば、智徳は其の間に養はれて行く。しかし學校を卒業した後は、特に努めて學問を修めなければ、知識を廣め、徳性を養ふことは出來ない。明治天皇の御製にも、

今はとて學のみちにおこたるな

ゆるしの文をえたるわらはへ

と詠ませられてある。

學問を修めるには寸陰をも惜しまなければならぬ。學校を卒業して職業に従事する者は、殊に此の心掛が必要である。又書物は必ず精讀すべきで、決して疎漏な讀方をしてはならない。徒に多くの書物を讀んでも、反復熟讀しないときは其の益が少い。今日は非常に多くの書物が發行されるやうになつた

から、殊に良書を選択して讀むやうにしなければならぬ。又講演を聴き、或は實習によつて智徳の修養をすることも必要である。さうして書物を讀み、講演を聴いたならば、よく其の意義を理解し、又之を實地に活用するやうに心掛けるがよい。ただ物識りを誇るだけではない。

丹波に石田梅巖といふ人があつた。寶永四年、二十三歳の時、京都に上り、或商家に雇はれた。梅巖は世に神道を説きひろめ、人たる道を勧めようと志し、商に出るにも書物を懐に入れ、少しの暇でもそれを讀んでゐた。又朝は傍輩の起きない中に、夜は人の寢靜まつた後に書物を讀んで、主人の用事は少しも缺かさなかつた。かやうにして梅巖は學問が大いに進み、りつばな學者となり、遂に心學といふ教を開くやうになつて、道徳に關

高修兒二

高修兒二



する事柄を平易に説明し、世間一般の人を教へる端緒を開いた。

梅巖の傍輩に博く書物を讀む人があつた。或時梅巖に自分の志を告げて、「私は博く學問して今の物識りとなるのが望である。」と言つた。梅巖は、「私はさうではない。古の聖賢の行を學び、あまねく人の手本になりたいと思ふ。」と言つたので、其の人も梅巖のりつばな志に深く感服したといふことである。

昆蟲翁と稱せられた名和靖は岐阜縣の人である。終生昆蟲の

研究に努め、害蟲の驅除豫防に力を盡くして公益を圖つたことが少くなかつた。明治三十四年藍綬褒章を賜はつて其の善行を表彰された。大正十五年、七十歳を以て歿した。靖が獨力で昆蟲研究の成果を收め、社會を益するに至つたのは、堅忍不拔よく學を修めた賜である。

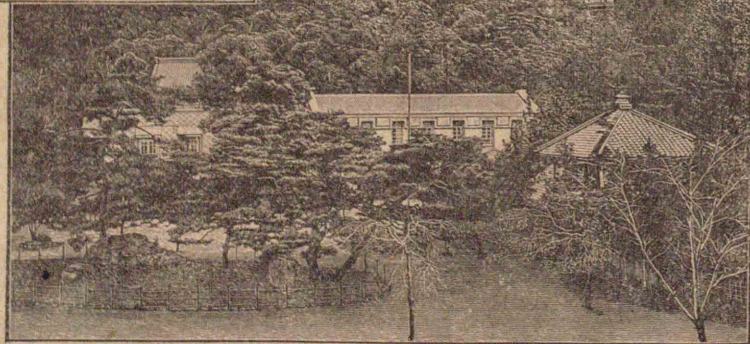
靖は明治十二三年の頃、岐阜縣農學校に學び、其の寄宿舎に起臥してゐた。當時、靖は日曜日毎に學校から十二キロメートルばかり距つた我が家に歸つて、一家の人々の無事な顔を見るのを樂しみとしてゐた。靖の祖父は園藝を好み、いろ／＼の果樹や草花を集め、特に薔薇は多くの種類を集めて栽培してゐた。靖は家に歸ると、祖父の栽培する種々の果樹草花を見るのが好きであつた。或日、靖は祖父が大切にしてゐる薔薇の一株

に綠色の小さな蟲が集つてゐて、薔薇の新芽が大いに害はれてゐるのを見つけた。靖はどうかして其の害蟲を取除いて、完全な美しい花を咲かせ、祖父を喜ばせたいと思つた。ところが靖は一週間に一回歸省するだけであるから、すつかり取除いたはずの害蟲が、次の日曜日に歸つて見ると、其の間にどこから來るのか又集つて來て、新芽を弱らせてゐた。取つても／＼新に集つて來て、容易に取盡くすことが出來なかつた。そこでよく注意して見ると、最初一種の害蟲と思つたのが二種であり、二種と思つたのが三種であり、其の外害蟲と思つたのが意外にも益蟲であつたりして、觀察を重ねるに隨つていろ／＼の事實を發見して、昆蟲界の複雑微妙な關係に驚歎した。そこで靖はこれらの害蟲を除くには、害蟲の種類と其の性質を知

るのが第一であると氣が附いて、それから歸省する毎に家にも入らず、先づかの害蟲の状態を調べ、其の後で一家の人々に會ふのを常とした。人々の無事な顔を見た後は、またすぐ薔薇の一株について害蟲の研究に没頭した。靖が思ふには、「賞觀用の植物がかやうに蟲害を受ける以上は、農作物もきつと昆蟲の害を受けるに相違ない。其の害を防ぐやうにしたならば、國家の受ける利益は莫大なものであらう。」と。こゝに於て靖は昆蟲の研究に全力を盡くさうと決心した。靖は農學校を卒業して教職に就いたが、公務の暇さへあれば、山野を跋涉して昆蟲の採集をし、或はそれを飼育して昆蟲の習性を究めた。靖はかやうに熱心に昆蟲研究を續けてゐたところが、明治二十四年に此の地方に大地震が起り、其の家は倒壊し、家族は負

高修兒二

傷し、其の上にてこれまで苦心して採集した標本は過半破損して、大打撃を受けた。しかるに靖の盛な研究心は、なかく、か程の災害に屈するものではない。彼は他日の大成を期して研究を續けて行つた。それから後は岐阜に昆蟲研究所を設けて専心研究に従事した。靖は昆蟲の形態、習性を學術的に研究するばかりでなく、其の研究の結果



高修兒二

を應用して害蟲を驅除し、益蟲を保護してすべての作物の増收を圖ることを目的とした。明治三十年に浮塵子が發生して全國の稻作は非常の損害を被らうとした。其の頃世間の人は浮塵子は偶然發生するものと信じてゐる程であつたから、これが驅除の方法も誤つてゐた。靖は奮然身を挺して積年研究の結果をもたらし、東奔西走、大いに其の驅除に努めた。其の結果、世人の覺醒を促し、損害を救済することが出來た。靖はそれから益、研究を進め、昆蟲を採集すること、凡そ百三十餘萬匹、標本に製作したものの凡そ八十餘萬匹、之を内外國博覽會に出陳し、又は諸學校、各種の團體に寄附した。なほ各地を巡歴して農會、其の他の諸集會に於て講演すること六百餘回、しばしば講習會を開いて多くの生徒を教養し、昆蟲に關する圖書を刊

高修兒二

行し、或は器械を工夫改良するなどして、後進の啓發指導に甚だ努めた。

高修兒二

第十二課 業務

人は此の世にあつて、各自何等かの業務にたづさはらなければならぬ。さうして自分の業務とする事にはよく習熟することが大切である。たとひ學を修めて知識を廣め、徳性を養つても、實地に當つて業務を執ることが出來なかつたならば、世に立つて人たる務を全うすることは困難である。學を修めると共に業を習ふ必要があるのは、これがためである。人の執るべき業務には、其の種類が多いけれども、其の業務の何たるを問はず、正しい心を以て之に従事し、且其の業務に習

熟した者は、皆それ〴〵社會の福利を増進し、世のため人のためになる價值ある働をしてゐるのである。人の尊ばれると否とは、其の人の従事する業務の種類如何に因るのではなく、其の人の人格と功績に因るのである。

昔は一技一能を習ふにも非常な苦心を要したものであるが、今日では、之を習得する便宜が大いに開けてゐるので、甚だしあはせである。しかし如何なる業務も之を昔に比べると遙かに複雑になつてゐるから、其の習熟を期するには、やはり十分な心掛を要するのである。業務に習熟するには、心を専らにし、忠實を旨とし、堅忍不拔の精神を以て之に當らなければならぬ。又時勢の變遷と學術の進歩に顧みて、其の改良を圖るやうに努めなければならぬ。

淡路に賀集珉平といふ人があつた。家は代々莊屋を勤め、地方の豪家であつた。珉平は夙に産業を興し國益を増さうと志し、醤油製造業を営み、又漁業にも従事したが、時と地の利を得なかつたので、いづれも其の志を果すに至らなかつた。珉平は平素陶器を愛玩し、和漢の名産も多く集めてゐたが、或時和泉の堺港で京都の陶工尾形周平に逢ひ、製陶の事を聽いて大いに感動し、製陶の事を思ひ立つた。早速家に歸つて窯を築き方々から土石を採つて來て、自分の好む茶器の樂焼をし、傍ら陶質の適否を試験したが、まだ一時の遊戯に過ぎなかつた。其の後、池内村で白土を發見し、それを持歸つて焼いて見ると、其の土は陶器に甚だ適してゐることがわかつたので、こゝに前途に大きな希望を得た。しかし其の土質は耐火力の強いため、これ

までの窯では焼上げることがむづかしいので、更に大きい陶窯を數箇築いて、各地から職工を雇つて來て、いろく古陶器を摸し、又自分の工夫をも加へて製造させたところが、技術にまだ精通しないので度々失敗した。しかし珉平は少しも屈せず、益志を勵まして此の事に當り、成績のやゝ見るべきものがあるやうになつた。そこで珉平は専ら製陶の事に盡くさうと決心し、すべての事を抛つて京都に行き、周平を訪ねて技を習ひ、術を練ること一年、次いで周平を自分の家に聘して、更に一年半の間、熱心に土石釉薬の性質、製作の方法等を講究錬磨して、周平が授ける製陶の奥義を會得したばかりでなく、新に自分で發明するところが少くなかつた。かやうにして前後數年の間、日夜力を盡くして倦まず、資産を傾けて厭はず、ひたすら

業に勵んだので、漸く精良な製品を得るに至つた。珉平は更に愛藏する黄南京花瓶の素質、色澤を摸して之を焼出さうと企て、あらゆる工夫を凝らしてやつと成功した。それから綠・紫・白・淺黄等の滑澤釉を施したものを製出した。これらの製出には、一種毎に遠近に土石を搜し、釉料を求め、刻苦して試験を重ねること幾度とも知れない程であつたが、悉く好成绩を收め得たのである。當時我が國ではまだ此の種の陶器は出來なかつたのと、其の價があまり高くなかつたので、廣く需要せられるやうになり、遂に淡路焼又は珉平焼といふ名が四方に喧傳されるに至つた。珉平は明治四年、七十六歳で其の家に歿した。我等が學を修め、業を習つて智徳を増進するのは、師のおかけによるものが多い。それ故、古から師恩を君父の恩と並べ稱し

て之を重んじてゐる。師を尊敬するのは弟子たる者の本分である。師に對しては言語應對を鄭重にし、坐作進退の禮を慎み、常に從順にして其の教訓を守るべきである。又師のためには何事も喜んでする心掛がなくてはならない。さうして一たび師事した人に對しては、永く其の恩を銘記し、終生尊敬の心を失つてはならない。

第十三課 智能

我等が學を修め業を習ふ目的の一は、智能を啓發することである。智能を啓發するとは、我等の天賦の性能を發揮して知識を廣め才能を進めて、智能の働を鍊磨することである。

我等が幼少の時は、何事もたゞぼんやりと知り、することもお

ぼつかないものであるが、成長すると共に、物事をはつきりとわきまへ、することも巧みに出来るやうになる。これは靈妙な智能の働の賜である。智能が發達するのは、人格の進歩であつて、實に人の貴い寶である。

古來、文明は年をおうて次第に發達して來たが、殊に近時は種種の學術・技藝が著しく進歩して、人類の生活に非常な幸福をもたらすやうになつた。かやうな文明の惠澤は、皆先人が智能を啓發して、多くの發明發見をした賜である。例へば遠い古に起つた米作や養蠶は、改良に改良が加へられて、今日の人の衣食を豊に供給するやうになり、僅かに闇を照らした松明は、蠟燭や油の燈火に代り、更にガス燈・電燈となつて、晝を欺く照明を與へるやうになり、又牛馬の助によつて交通運輸の便を圖

つたのが、汽車・電車・自動車で速に運ばれることとなり、櫓・櫂を操り帆をかけて海上を進んだのが、汽船で波濤を蹴つて航海することとなり、又古人が鳥を羨んで飛行を夢みてゐたのが、自由に大空をかける航空機の出現ともなつた。寫眞機・蓄音機で形や聲を其のまゝに現し、電信・電話で瞬間に通信することが出来るのさへ驚くべき人智の發達であるのに、更に活動寫眞・發聲映畫・ラヂオ・電送寫眞等の發明となつて時を經、處を隔てて事物をさながらに見聞することが出来るやうになつた。なほ望遠鏡が發明せられて、涯ない天體までも明らかに觀測し、顯微鏡が發明せられて、微細な生物の世界を鮮かに看取することが出来るやうになつた。此の發明が學理の研究と生活の便宜に役立つことは一通りでない。又氣象の觀測はいよいよ

よ正確になつて航海業・漁業の發達を助け、電力機械・印刷機械の發明が文明の發達を促したことは莫大である。これらはすべて智能の働の賜である。

智能の働は單に物質的文明を生み出したばかりでなく、更に精神的文明を進めたのである。我等の日常生活を律する種々の法規が備り、銀行・保險等の制度が整ひ、教育は益進歩して諸種の學校・博物館・圖書館等の設備が完くなり、學術・技藝は一層の精彩を加へて來た。これらの發達も皆人の智能の靈妙な働の賜である。それ故、我等は世を益し、人を利するためにも智能の啓發に努むべきである。

今日では事をなすには、學理の應用に努めなければならぬ。學理の研究は専門家の當るところであるが、之を應用するの

は實際業務にたづさはる者の力によることが多い。それ故、我等は學を修め業を習つて智能を啓發し、よく學理を應用して日用の便益を圖らなければならぬ。これは個人としても、國家社會の一人としても大切なことである。文明の進んだ國にあつては、國民の智能が優れてゐるのを常とする。國民が各智能を啓發するのは、やがて國に盡くす所以である。昔は、我が國は他國との交通が盛でなかつた。随つて文物の交換が出来ず、近代文明の惠澤を共にすることが、他國に比べて非常に後れたのである。明治維新以後、此の種の文明も長足の進歩を遂げ、種々の學術・技藝の進歩に於て歐米に先んずるものも現れて來るやうになつた。我が國の文明が今日までになるのに外國に摸擬したのはやむを得ないことであつ

たが、これからは我等は徒に摸擬を事とせず、進んで創造に努めなければならぬ。それ故、我等は絶えずみづから智能の啓發を圖り、其の業とするところに従つて、或は學理を研究して學術の進歩を圖り、或は農・工・商等の實地を研究して其の改良を圖り、さうして國家の隆昌と人類の幸福を進めなければならぬ。

昭和十四年五月二十二日青少年學徒に賜はつた勅語にも、其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジと仰せられてある。かやうに我等が智能を啓發し、思索・識見を練るのは、畢竟我が國無窮の發展を翼賛すべき大任を全うするためであることを、夢にも忘れてはならぬ。

第十四課 徳器

我等が學を修め、業を習ふ目的の一は、徳器を成就するにある。徳器を成就するとは、盛徳有爲の日本人となることであつて、實に我等の最も大切な務である。

人に徳がなかつたら、人としての價値はない。道德を重んずる者は、たとひどんな不遇な境涯にあつても、俯仰天地にはぢないばかりでなく、却つて世の尊敬を受ける。之に反して道德を輕んずる者は、たとひ一時は得意の身となつても、心中常に不安な念を去り得ないばかりでなく、世の爪はじきをも免れることは出来ない。又智能を啓發することの大切であるのは、既に學んだ通りであるが、智能は優れてゐても徳行が修らなければ、人としての價値に乏しいのである。それ故、智と徳とは並

び進めなければならぬ。中江藤樹が近江聖人と稱せられ、永く世人に追慕せられるのは、つまり藤樹の徳行の高かつたためである。

世の中の事は一として道德と密接な關係をもたないものはない。政治も産業も經濟も道德を本として始めて其の完全な發達を遂げ得るのである。道德は實に國家興隆の本であり、社會の福祉の源であるといふべきである。

我等は一舉一動がおのづから道に合する境涯に達することを目指さなければならぬ。かやうな境涯は多年の修養を積まなければ達し得られないものである。さうして我等の日常生活は皆徳性を養ふ機會であるから、不斷に修徳の工夫を積まなければならぬ。修徳の工夫としては、他人の居ない處で

も其の行を慎み、性癖の偏したところを反省して之を矯正し、又私慾に打克ち、過失を改めて善良な習慣を養ふことが大切である。かの高崎正風が食事についての我がまゝを制したところや、廣瀬淡窓が「萬善簿」を作り、其の日々の言行を反省して之を記入し、遂に一萬を超える善行を積んだことなどは其の例である。

又自分に適切な訓言を選択し、之を座右の銘とするのは、古今東西の賢哲が實行したところであつて、修徳の上に最も有効な方法である。

中村正直は徳川幕府に仕へ、刻苦勉勵して昌平校の教官となり、又選ばれて英國に留學したが、明治の御代になつて東京大學教授、女子高等師範學校長、元老院議官等となり、又學位令が

高修兒二

高修兒二



制定されると、文學博士の學位を授けられ、學徳共に高く、其の居處に因んで世人から江戸川聖人とたゞへられた。正直は夙に同人社と稱する塾を興して生徒を教育し、又多くの書物を著して後進を教へ導いた。なかんづく、「西國立志編」といふ一書は、修徳に關する洋書を翻譯したものであるが、此の譯書は廣く少青年の間に讀まれ、其の内容の價值と正直の學徳と相まつて、彼等に大いなる感化を與へた。

正直が二十二歳で昌平校寄宿寮にゐた頃、或日一紙に、忠孝を忘れないこと、行住坐臥禮法に背かないこと、偽行偽言をしないこと、百事に勉強して怠らないこと、何事も己を責めて人を責めないこと、など、修徳に關する要項十箇條を丁寧に認め、最後に年月日、氏名を記し、氏名の下に血判して此の條條を恪守すべきことを誓つた。かやうにして正直は勉めて怠らなかつたので、遂に有徳の學者とな

- 一 忠孝ヲ忘レサル事
 - 一 行住坐臥禮法ニ背カサル事
 - 一 偽行偽言ヲセサル事 苟モ偽言ハサル事但此言ハトモ見
 - 一 淫欲ヲ斷ツ事ウヤム人尤モ肝要ナリ
 - 一 百事ニ勉強シ怠情ナラサル事
 - 一 蘭書ノ業半途テ廢スヘカサル事
 - 一 凡事已ラ責メテ人ヲ責メサル事
 - 一 妄念ヲ截斷シ心ヲ為メニ奪ハレサル事
 - 一 誠實ラ心ニ苟モ輕薄ノアルイラハカサル事父母兄弟ヲ思ヒ
 - 一 太平ノ息思澤ヲ念ニ心頭ニ直キテ有難ク思ヒ畏父母兄弟ヲ思ヒ
 - 一 夫ノ艱苦ヲ思ヒ頃刻ニ懈怠スヘカサル事
- 右之條、堅ク銘心肝トテ平生憂死ノ輩ト均シク相成ト事無之様心懸テ守肝志ト若シ右之條、於相成ト現生ニ神ノ冥罰ヲ蒙ルベキ事也
- 嘉永癸丑年八月十七日夜五時誓詞
中村劍太郎。

高修兒二

ることが出来たのである。

明治天皇御製

われもまたさらにみがかん曇なき
人の心をかぐみにはして

第十五課 公益世務

我等は學を修め業を習つて智徳を鍊磨し自己の修養を積み、精神的にも物質的にも自立自營の生活をすると同時に、常に共存一體の生活を念とし、進んで此の智徳を活用して公共の福利を廣め、世上有益の業務を開いて、他の人々のために盡くすべきである。勅語に「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられ、であるのは、此の義をお諭しになつたのである。

高修兒二

我等が既に學んだ通り、人は自立自營の生活をして、みだりに他にたよるやうなことがあつてはならない。市町村・府縣にあつても、國にあつても人々が各、自立自營の生活をして始めて共同の繁榮を期することが出来る。それ故、自立自營の生活をするのは、社會に立つてりつばな一人前の人間となるに缺くべからざることである。しかしこゝに注意すべきは、自立自營の生活は決して孤立の生活ではないといふことである。我等が眞に自立自營の生活をするためには、人は相互に依存して生活してゐるものであることを悟らなければならぬ。即ち我等は互に人に助けられ、人を助けて生活してゐることを知るべきである。之を衣食住について考へて見れば、我等が如何に他人の世話になつてゐるかに氣附くであらう。又我等が學

ぶ學術・技藝は他の人々が研究工夫したものであつて、其の中には外國から傳はつたものもある。

かやうに我等は衣食住に於ても、學術・技藝に於ても、他人の助を受けて生活するものであつて、孤立して生活することが出来ない。他人もまた同様に、我等の助を受けなければ生活することが出来ない。此の事情は個人と個人との間ばかりでなく、團體と團體との間に於ても同様である。昔は我が國は國を鎖して交通・通商をせず、國民は自給自足の生活をしてゐたこともあつたが、今日は外國と互に有無相通じなければ、國民の生活を全うし、國の繁榮を圖することは困難である。外國もまた同様に、今日は如何に榮えてゐる國でも、他の國々との交通・協力を絶てばおのづから衰へる外はないのである。

かやうに個人にしても、團體にしても、其の生存を確實にし、其の繁榮を企圖するにはどうしても相互に助け合はなければならぬ。たゞ自分ばかりの利益幸福を圖り、他を顧みないときは、忌まはしい争を起し、共に不幸に陥る外はない。つまり市町村・府縣に於ても、國に於ても、各人が全體の幸福を圖るために、公益を廣め世務を開くべきである。特に我が國は悠久な歴史を有し、國を擧げて一大家族の趣をなして來た。それ故、日本國民たる者は、互に他のために圖ることが恰も一家に於ける人々のやうでなければならぬ。

公益を廣め世務を開くにはいろ／＼の道がある。かの佐太郎が石橋をかけ換へ、栗田定之丞が風砂の害を防ぎ、布田保之助が地方共同の事業に盡力し、フランクリンが圖書館を設立し、

消防の方法を改良した事蹟などは、既に我等の學んだところである。其の他學術上の研究、政治上・經濟上の改善、社會事業の進歩に力を盡くすなど、公益を廣め世務を開く道は決して少くない。なかんづく、國民の多數が従事する農・工・商業は、國のため、世のために大切なものであるから、これらの職業に従事する者が各其の業に勵んで、これが改良進歩を圖るのは、公益を廣め世務を開く最も手近な道である。

明治天皇御製

おのが身はかへりみずして人のため

つくすぞ人のつとめなりける

第十六課 公益世務 (つゞき)

天龍川は其の源を諏訪湖に發し、赤石木曾の兩山脈の間を南に流れ、大小幾多の支流を合はせて太平洋に注ぐ、全長二百餘キロメートルの大河である。此の川は水が清く、幽邃な峽谷があつて、景色の佳い處もあるが、一度大雨があると、下流の方では、濁流滔々と渦巻いて堤防が破壊され、家や田地の押流される。ことが、昔から幾度あつたか知れない。明治元年になる前にも、僅かに十九箇年の間に、五度もかやうな慘害を繰返した程で、沿岸の村々の中には、これがために荒蕪の地となり、住民は四方に離散し、實に悲慘な有様を呈した所もあつた。

金原明善は天龍川のほとりに人となり、幼時から幾度か此の慘禍を目撃した。明善の家は代々農を業とし、祖先以來の勤勞により、家産も頗る豊であつたが、其の父祖は度々幕府に建議

して天龍川治水のことに苦心した。

明善はかやうな境遇に育ち、父祖の志を受けて、早くから治水・公益の心願を起すに至つた。明治元年の春、明善三十七歳の時、京都に上り、下流沿岸一帯の住民の慘苦を訴へて治水の事を願ひ出た。政府の役人も明善の熱心に動かされたが、維新當初のこととして、政府は庶政の改善に忙はしく、地方の事に力を用ひる餘裕がなかつたので、天龍川治水の事は其の地の役所に掌らせ、明善に其の工事の擔任を命じた。しかしまだ仕事の始まらない中に、長雨があつて、日夜降りしきる雨は遂にまた洪水となり、堤防の決潰六キロメートルに及び、多くの村落は全く水中に没し、きのふの蒼田は忽ちに變じて茫茫たる泥海と化してしまつた。之を見た明善は、早速救助米を出して罹災者を

救ふことに努めたが、しかしこれはどうしても此の災厄を豫防する確實な方法を講じなければならぬと考へ、更に其の筋に治水の事を建議して納められ、明善はまた堤防御用掛の格を以て之に従事するやうになつた。明善は少しの手當を受けることもなく、東西に奔走して工事費の借入に盡力し、遂に官に金八萬兩を借入れさせて、直ちに堤防の修理に取りかゝつた。明善はみづから人夫の仲間に入つて、杭を打つたり、石を運んだりして之を指揮し、よく働く者には頭髪に赤紙をくゝり附けて之を表彰し、後で其の紙と引換に賞金を與へて督勵したので、人夫も熱心に作業に従ひ、工事は意外に早く進行して明治元年の冬には全く出来上つた。此の工事の間、明善は毎日僅かに二時間しか眠らなかつたといふことである。

其の後も明善は天龍川下流各村の治水總代を命ぜられて、或は天龍川の上流や支流を踏査し、或は下流の堤防を巡視して危険の箇所を豫め修理しようと企てたが、疲憊した民力ではとてもどうすることも出来ないのを察し、みづから進んで年金一千圓を縣に獻納して堤防の修理に當つた。其の頃、明善は親類が商賣に失敗したのを救ふために、殆ど自分の財産の半ばを失ひ、其の上水害のために所有の田地の荒廢したものが少くなかつたので、年々かやうに巨額の金を獻納することは非常に苦痛であつたけれども、出来る限りの儉約をし、又治水の仕事の外は僅かの時間をも惜しんで家業に勵んで此の獻金をしたのである。

を豫防して永久に沿岸住民の幸福を圖るには、これまでのやうにたゞ應急の工事を施したただけではいけない。よく水流の屈曲と川幅の廣狹を察して堤防を改築し、又河底の砂や小石を浚ひ、水の疏通を良くして氾濫の憂がなくなるやうにしななければならぬ。しかしさうするには莫大な費用と長い年月を要するが、當時にあつては國や縣の事業も其の方には手がまはりかねてゐた。そこで明善は此の目的を達する一つの公益組合を設け、同志の賛成を得、協同の力によつて此の志を果さうと計畫して、先づ組合組織の許可を官に願ひ出た。けれども其の許可がなかく、出ず、又沿岸住民も豫定の出資をする模様もないので、明善が熱誠をこめて計畫した此の事業も到底出來さうになかつた。そこで明善は、人にたよつてゐてはと

ても事業は成就しない。もうかうなればたよるべきものはただ自分の熱誠あるのみだ。自分の財産を抛つて多年の志を貫徹する外はない。と決心し、家産を整理して約五萬六千圓を得、それを悉く治水費として公共のために寄附して、治河協力社と稱する公益組合を組織する許可を得、且縣から年々二萬三千圓の補助金を受けることとなり、明善の計畫がこゝに始めて實現された。時は明治十一年であつた。明善は大いに喜び勇んで、早速事務所を堤防の上に設けた。事務所といつても僅かに十疊と六疊の二室しかない小屋で、自分は其の裏に小さな草屋を構へてそこに住み、天龍川下流二十四キロメートルの修理事業を開始した。

ちやうど其の頃のことであつた。明治天皇は北國を御巡幸あ

そばされ、其の還幸の途次、聖駕をかの治河協力社に駐めさせられ、畏くも明善夫婦に拜謁を賜はり、其の公益のために盡力するのを褒めになつた。明善は此の時の感想を語つて、天顔に咫尺するのみに、古い縞木綿の着物では禮にそむくばかりでなく、實に恐多い次第である。さりとして借着も出來ず、拜謁をお断り申し上げることはなほさら出來ず、一家一門、たゞく、恐懼しておくところを知らないといふ有様であつたが、遂に洗ひ晒しの縮の單物を上張にして、小倉袴に小倉帶、半襟に白羽二重を着け、晴のいでたちではなく、晴の精神を以て拜謁を遂げるといふ覺悟でお目通りをすました次第であります。と言つた。以て明善が一切の家産を公益事業に投じて如何に困苦缺乏を忍んでゐたかを察することが出来る。

高修兒二

高修兒二

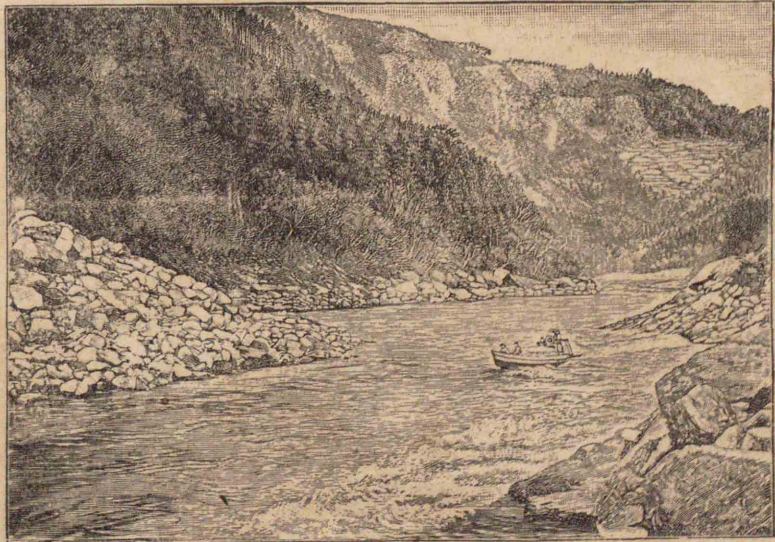
明善は治河協力社を監督して堤防修築を進め、傍ら此の事業の將來を慮り、協力社附屬水利學校を設け、家宅の一部を校舎とし、教師を聘して生徒を募り、之に水利土工の技術を授けさせた。かやうに明善は一心に此の事業の進行に努めたが、後に河川改修費は國費及び地方費を以て支辨する制度となり、天龍川治水事業も官の經營に移つて治河協力社は明治十八年遂に解散されることとなつた。かくて天龍川改修工事は明治三十二年に全く竣工して、昔からの禍根を絶つことが出来るやうになつた。これは全く明善多年の盡力に本づくものといつてよい。

これよりさき、明善は治水の根本は水源の涵養にあることを認めたので、天龍川の水源地方の山脈は昔のまゝに草山が並

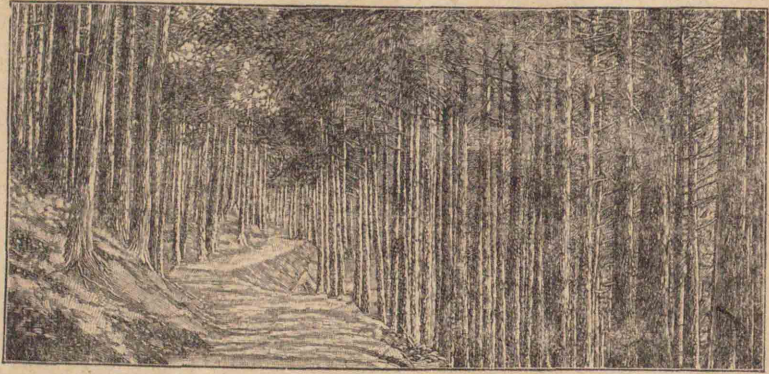
び立つてゐるから、此の草山に木を植ゑて水源を涵養し、兼ねて國富を培養しなければならぬと考へ、治河協力社が解散されて五萬六千圓の下渡金を受けると、其の金を費用として此の國有の草山に造林してそれを獻納したいと願ひ出た。政府も明善の志を認めて、明治十八年の暮、其の願を許可したが、世間では明善の企を知らず、金原も六十に手の届く年で、今から杉苗を植ゑて一體何歳まで生きる積りだらう。とか、協力社が解散になつたので、氣が變になつたのではないか。などと悪口をいふ者もあつた。しかし明善はそんな噂は氣にもとめず、官の許を得て、山地の土質が最も植林に適してゐる處を調べて、そこへ杉や檜を二萬本ばかり植附けた。しかるに植林の事に經驗の少かつたために、發育不良でうまく行かなかつた。明

善は之に屈せず、支配人を遣はして吉野・熊野の植林を調査させ、又自分も研究を積んで、瀬尻の山地を見立てて、植林に着手した。先づ尾張から杉の苗木を取寄せ、又近郷の婦女子を雇ひ入れて拾ひ苗をさせ、いよく之を植附ける準備をした。しかるに當時植林の考がまだ一般に普及せず、しかも人跡稀な山間の勞働に従事することとて、人夫の募集に應ずる者少く、ために初の間は事業の進行が甚だ困難であつたが、次第に明善の企が世間から知られるやうになり、人夫の募集に應ずる者も其の數八百餘名に達するやうになつた。そこで明善はこれらの人夫を引連れて山奥深く分入り、こゝかしこに小屋を建て、自分も其の小屋に人夫と共に起臥し、雜木・雜草の伐開きに従事した。彼はみづから背負子を負ひ、鎌をたづさへて人夫の

先に立つて働き、茶の代りに水を
飲み、木の根、岩角に寝るやうなこ
とまでもして人夫を督勵した。植
林の途中で、此の山林が御料林に
編入せられることとなつた時、明
善は人夫に、「我等が艱難辛苦して
植ゑる此の山林が、今度御料林に
なつたぞ。稚い苗木にも奉公の眞
心をこめて植附けよ。」と言つて勵
ましたので、事業は意外に進行し、
十三箇年かゝつて七百三十三ヘ
クタールの山地に二百九十二萬



高修兒二



本の木を植ゑて之を獻納することが出來
た。瀨尻の草山はそれから全く面目を一新
して、杉檜が鬱蒼と茂り、頗る壯觀を呈する
に至り、模範林の名が廣く四方に傳へられ
た。附近一帯の草山もまた之に倣つて植林
されて悉く美林を以て蔽はれ、山容全く一
變して、治水の源として又森林として莫大
の國益を興すこととなつた。
明善は更に天龍川を分水し、三方原を貫流
させて原野や耕地に灌漑の便を與へ、工業
を獎勵するため、動力を廉價に供給し、且
公衆に運輸の便を供する目的を以て、明治

高修兒二

三十七年、金原疏水財團を創設し、さきに瀨尻御料林の近くに植林した所有の三百十二ヘクタールの山林全部を舉げて其の基本財産として寄附した。明善はなほ刑餘者の保護事業を興して彼等を導き之に職業を興へ、或は天龍川沿岸の物資の集散を敏速にするために運輸の便を圖り、或は製材の方法を改良して斯業の隆盛を圖るなど、公益のために盡くすところが頗る多かつた。明善は其の功績に對してしばしば、恩賞を授けられ、從四位に叙せられ、勳三等に叙し、瑞寶章を賜はつた。明善は報效を以て一生の志とし、必ず先づ家業を修め、國民の本分を全うし、しかる上力の及ぶだけ國家の公益に心身を盡くすこと、之を第一の報效とすべきである。と言つて人々を戒めた。

高修兒二

高修兒二

第十七課 國憲國法(其の一)

欽定憲法

勅語に、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてある。國憲とは國の根本法則で、皇室典範及び大日本帝國憲法は之に屬する。國法とは國憲に屬するものを除く外、廣く國の法則を指していふのである。法律命令などは之に屬する。我等臣民たる者は、常に國憲を重んじ、國法に遵はなければならぬ。皇室典範と大日本帝國憲法とは、共に皇祖皇宗のおのこしになつた御おきてを、いよく明らかにせられたものである。そもそも萬世一系の天皇が我が國をお治めになることは、天壤無窮の神勅に明らかところで、實に我が國體の大本である。神勅のまに、御歴代天皇のおつとめあそばされた御治績

も、また國史に明らかである。明治天皇は此の御遺法を受繼が
せられ、益之を明徴にせられるために、國憲をお定めになり、時
世の進運に應じて臣民翼賛の道をお廣めになつたのである。
明治天皇御製

さだめたる國のおきてはいにしへの

聖の君のみこゑなりけり

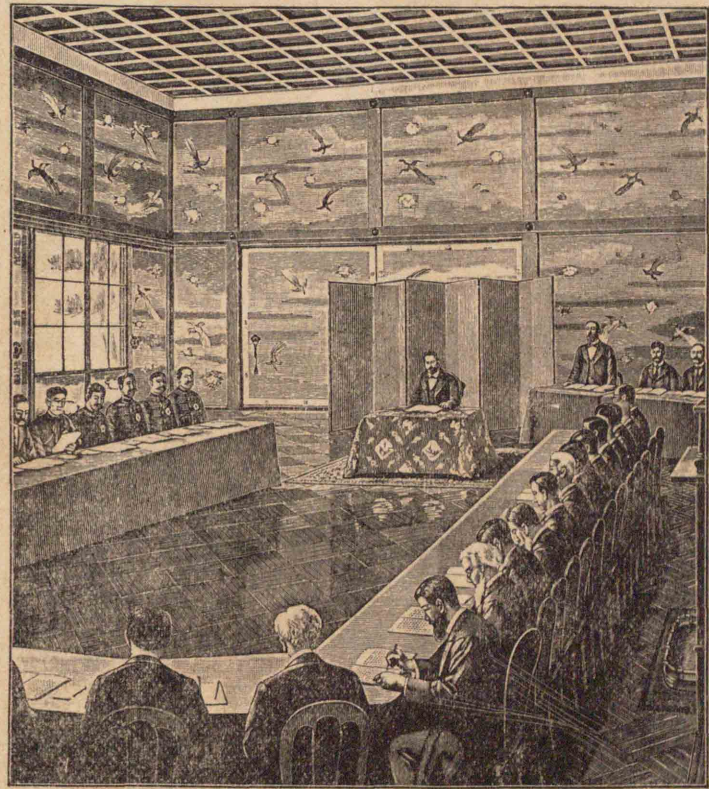
皇室典範は明治二十二年二月十一日に制定せられたもので、
皇室に關する大法である。我が皇室と國家とは一體となつて
離れない關係にあるから、我等臣民たる者は、常に皇室典範を
尊重しなければならぬ。

皇室典範は、皇位繼承、踐祚、即位、成年立后立太子、敬稱、攝政、太傅、
皇族等の十二章に分れ、外に明治四十年と大正七年とに公布

せられた皇室典範増補がある。皇室典範第一條には、大日本國
皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承スとある。これ
は我が國に於ける皇位繼承の大法を明らかに示されたもの
である。

大日本帝國憲法もまた明治二十二年二月十一日に制定せら
れたもので、皇室典範と共に國家統治の根本法則である。憲法
の上諭に、朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親
愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ
臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシ
ムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶
持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐
シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民

及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と



仰せられてある。我等臣民たる者は、常に憲法を尊重し、厚き聖旨に對へ奉らうと期しななければならぬ。
皇室典範大日本帝國憲法制定の當時、明治天皇が御勵精あらせられた御事は、漏承つて畏き極

高修兒二

高修兒二

みである。皇室典範大日本帝國憲法の草案が出来て、樞密院會議に付せられると、討議が數箇月の久しい間に互つたが、天皇は連日臨御になつて、折からの焼くやうな炎暑をも厭はせられず、一々討議に御耳を傾けさせられた。會議中に第四の皇子が薨去あそばされた。議長は驚いて、直ちに議事を中止致しませうか。とお伺ひ申し上げたところ、天皇は「それには及ばぬ、議事を續けよ。」と仰せられた。議長は聖慮の辱さに感泣し、議事を續けて一段落を告げるのを待つて、始めて散會を宣告したといふことである。之に依つても、明治天皇が國家の大典を御制定になるのに、如何に深く大御心をお用ひになつたかを恐察し奉ることが出来る。天皇は紀元節の佳辰に當り、宮中正殿に出御になつて、親王大臣其の他百官有司等をお召しになり、和

氣藹々の中に憲法發布の式をお舉げになつた。こんな美しい憲法制定の歴史が世界のどこにあらうか。

大日本帝國憲法は、天皇・臣民權利義務・帝國議會・國務大臣及樞密顧問・司法會計等の七章から成つてゐる。其の第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある。これは實に我が帝國は萬世一系の皇統と相依り古今永遠に亙つて變らないことを明らかにしたものである。

國民は憲法に基づいて參政の權利を與へられてゐる。參政の權利は國民が國家の政治に參與する權利であつて、國家の政治に參與するのはまた國民の義務である。それ故、我等は智徳を修養して此の權利を行ひ、義務を果し、立憲帝國の臣民たるに恥ぢないことを期すべきである。

第十八課 國憲國法(其の二)

皇室典範・大日本帝國憲法の外に、法律命令などがあつていづれも我が國臣民たる者の遵奉しなればならないものである。

法律は帝國議會の議決を経て天皇の發せられる法則である。命令は専ら天皇の大權によつて發せられ、又發せしめられる法則であつて、帝國議會の議決を経ないものである。命令の中には、勅令のやうに御親裁になるものもあり、又閣令・省令・府縣令などのやうに行政機關に委任して發布せしめられるものもある。

地方團體の自治もつまりは國家の事務を行ふものであるか

ら、市町村條例の如きもまた國法の一である。我等は他の國法と同じく之を遵奉しなければならぬ。國憲を重んじ國法に遵ふのは我等の重大な務である。それ故、我等は立憲國民として國憲國法の大要をわきまへることが必要である。故意に國憲國法に違背するのが甚だしい罪惡であることはいふまでもないが、之を知らないで遵奉しないのもまた臣民たる本分に背くものである。我等が國憲國法を遵奉して國家統治の作用を翼賛し、國家の進運を扶持する道にいろくある。即ち公の政治に參與する議員を選擧するのは其の一である。官吏・公吏・議員などになつて公職を奉ずるのは其の一である。陪審員となつて、國法の命ずるところに従つて公の裁判に參與するのは其の一である。

高修兒二

高修兒二

租税を納め、國家公共の費用を分擔するのは其の一である。又兵役に服し、國家を防衛するのは其の一である。これらはいづれも國民の重大な本務であつて、之をりつぱに果すのが君國に誠忠を盡くすものといへるのである。

明治天皇御製

上つ代の御代のおきてをたがへじと

おもふぞおのがねがひなりける

第十九課 國憲國法(其の三)

「清き一票明るい日本」と記されたポスターがこゝかしこの掲示板や辻々に貼出されてある。けふは衆議院議員總選舉の日である。學校は選舉投票所にあてられ、朝七時から選舉人がぞ

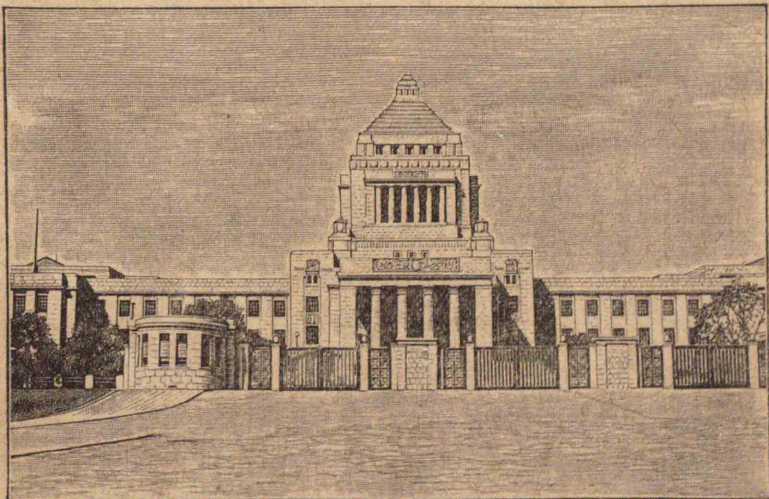
ろぞろと投票に来る。印ばんでんをつけ、股引を穿いた人もある。烏打帽子を被り、前垂をかけた人もある。中折帽子をいたゞき、洋服を着た人もある。其の中には腰のまがつた老人もあれば、二十五六歳の若者もある。盲人が杖をたよりにはいつて來るかと思へば、後から足の不自由な人が松葉杖にすがつて來る。これらの人々は投票所に入り、自己の氏名、住居や生年月日等の記された選舉人名簿と對照して、其の本人であることを確かめられてから、投票用紙の交付を受ける。選舉人は之に自己の氏名は記さないで、單に議員候補者一人の氏名のみをみづから記載して、投票函に入れる。投票函を前にして着席してゐる數名の人が見える。其の中央は投票管理者たる町長である。其の他の人々は、議員候補者が選舉人の中から定めた投票立

會人である。午後六時僅か前に駆けつけて來た人を最後として投票所の入口は鎖された。

これは或小さな町の衆議院議員總選舉の日の有様である。此の日は全國一せいに同様な選舉が行はれたのである。かやうにして投票が終ると、投票函は閉鎖され、開票所に集めて開票せられる。次いで選舉會が開かれて、有効投票の最多數を得た者から順次に其の得票が一定の數に満ちた者を定數だけとつて當選人とし、之を直ちに本人に告知する。當選人が之に對して當選承諾の届出をするときは、地方長官は直ちに當選證書を付與し、當選人はこゝに衆議院議員の資格を得るのである。かやうにして北海道府縣を各數區に分けた選舉區一縣一選舉區の所から各定數の議員が選出される。議員の總定數は四百六

十六人である。これらの議員は召集の詔書で定められた日に衆議院に集會し、議會開會準備をするのである。

帝國議會は貴族院衆議院の兩院から成つてゐる。衆議院は、一定の選舉資格を有してゐる國民が選舉した議員を以て組織され、議員の任期は四箇年である。貴族院は、皇族・華族の議員、國家に勲勞あり、又は學識ある者から特に勅任された議員、帝國學士院の互選により勅任された議員



高修兒二

高修兒二

及び北海道各府縣に於ける多額納稅者の中から互選して勅任された議員を以て組織せられる。さうして伯子男爵の華族、帝國學士院及び多額納稅者の中から選出された議員の任期は七箇年で、其の他は終身である。貴族院は衆議院と同時に召集せられる。議會開會の日には兩院議員貴族院に集り、天皇親臨の下に開院式が行はれる。かうして兩院が置かれてゐるのは、國民の各方面を代表して慎重に國事を審議せしめるためである。

帝國議會は憲法の規定に基づき、國民を國の政治に參與させるために設けられた國家統治の機關であつて、其の主なる任務は、法律案と國の歳入・歳入の豫算案を審議して大政に協賛するにある。さうして議定されたものは、天皇の御裁可を経て

始めて法律及び豫算として公布されるのである。法律は社會の秩序を維持して國民の安寧幸福を圖るのを目的とするもので、政府が政治をし裁判所が裁判をする基準となるものである。又國の豫算は國に必要な歳出・歳入を定めたものであるから、政府のしようとする仕事は、先づ豫算によつてきまるわけである。帝國議會はこれらの國の政治に極めて大切な事を議するのであるから、其の論議はどこまでも公明正大であつて、議定された事はよく國民の輿望にかなふものでなければならぬ。かやうに帝國議會がよく其の責任を盡くすためには、先づ第一に其の議員が國民を代表して國の政治を議するに適當な人でなければならぬ。選舉は實にさういふ適任者を我等國民の中から選り出すことである。我等の

高修兒二

選り出す人が適任者であるかないかといふことで、國の政治がよくもなり、悪くもなる。延いては國が興るのも、衰へるのも一にかゝつて此の選舉にあるといひ得るのである。そこで選舉に當つて我等が投票をするのは、極めて重要な國の公事を行ふものである。

帝國議會の議員を選舉するには、選舉人は國を思ふ眞心から自分が適任者と信ずる者を選ばなければならぬ。それ故、深く注意して豫め候補者の性行や意見を知ることが大切である。又今日の政治は、政治上の意見を同じくしてゐる者が集つて組織する政黨によつて國民の意見が代表されることが多から、候補者がどんな政黨に屬してゐるかを知ることが必要である。さうして選舉人は俯仰天地にはぢない良心に従つ

高修兒二

て投票すべきである。それでこそ清き一票といへるのである。かりそめにも金銭物品等の利慾に迷はされたり、情實因縁にとらはれたり、他人におどされたりして投票するやうなことがあつてはならない。又萬やむを得ない場合の外、決して此の貴い一票を抛棄しないやうにすべきである。又帝國議會の議員に選舉せられた者は、其の職責の重大であることを考へ、一筋に國のために盡くすべきである。かりそめにも其の地位を利用して私益を圖つたり、他人の意を迎へて政治上の意見をまげたりするやうなことがあつてはならない。

日本はこゝに生まれる。我等國民がよく選舉の精神をわきまへ、此の重大な務を果せば、これが即ち忠君愛國の道にかなふものである。

第二十課 國憲國法(其の四)

人々が皆正直であり、親切であつて、互に助け合つて行けば、世の中はおのづから平和で楽しい所となる。しかるに多くの人の中には、自分の利益ばかりを圖つて他人と争を起したり、亂暴な行をして正しい者を苦しめたりする者が少くない。もしそれを其のまゝにしておけば、悪い者がはびこつて、諺にいふ「無理が通れば道理引込む」世の中となる。かやうに世の中にいろいろ忌まはしい争が起り、又種々の罪惡が行はれては、人々

は安心して生活することが出来ない。たとひ自分は争の渦中くわちゆうに入らず、又人から苦しめられもしない人でも、其の周圍に不道理なことが行はれるときは、公正を愛する心が承知するはずがない。法律は實に此の公正の精神に本づいて設けられたものである。それ故、法律は誰も一樣に之を守るべきもので、一人でも之に背くことは許されない。しかして法律が確實に行はれるために必要な場合には強い制裁を加へる。かやうに法律を公正に維持するため特に設けられてゐる機關が、裁判所である。

裁判所は民事・刑事の裁判を行ふ。民事裁判とは、民法・商法などの法律の適用について争がある場合に、それを決定する裁判である。例へば金を借りて約束の期限が來ても返さず、いくら

催促さいそくされても應じない人があるとする。其の場合に貸主から借主を裁判所に訴へると、裁判所は兩方の言分を聽いた上で、原告の主張が正當であると認めれば、其の借金を返すやうに被告に命ずるのである。又刑事裁判とは犯罪があつた場合、之に對してどんな刑罰を科すべきかを刑法といふ法律に照らして決定する裁判である。例へば人の生命・身體に危害を加へたといふやうな犯罪があつたとする。裁判所は犯罪の疑のある者を十分に取調べ、證據を擧げて適當公平な裁判をする。かやうにして裁判は人々の權利・義務の争を解決し、又犯罪者を罰して不法な行を再びさせないやうにし、且世間の人の戒いましめともするのである。

裁判をする者は判事といふ裁判官である。判事には必ず法律

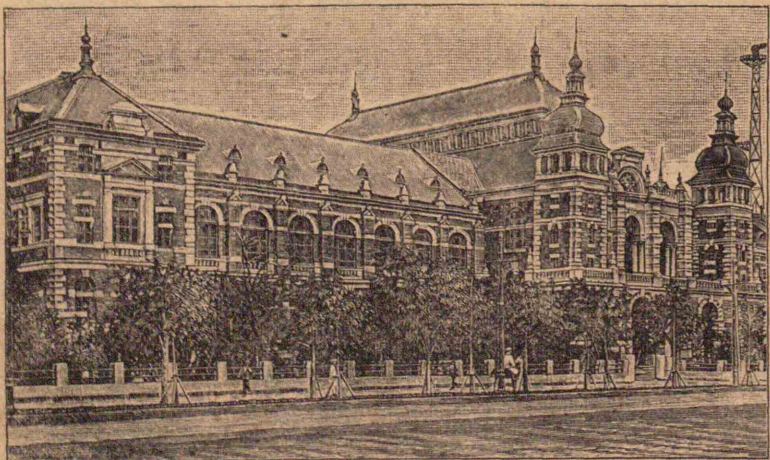
で定められた資格のある者が任ぜられ、又其の地位の安全が保障されてゐる。判事が裁判をするにはたゞ法律のみをよりどころとし、其の解釋や適用については、自分の考に従つて、外からは誰の指圖も受けないことになつてゐる。これは裁判を嚴正公平に行ひ、外から決してそれを妨げることの出来ないやうにするためである。

裁判所には、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四階級がある。區裁判所は、北海道、樺太及び府縣内に各數箇所置かれてあつて、一人の判事が單獨で、小さい争や又は軽い罪を裁判する。地方裁判所は、北海道と樺太に五箇所、各府縣に一箇所宛但し東京府には二箇所置かれ、各三人の判事が合議によつて大きい争や重い罪を裁判する。なほ區裁判所の裁判に不服な者がこゝに上訴

高修兒二

高修兒二

して再び裁判してもらふことも出来る。控訴院は、全國に七箇所置かれてあつて、地方裁判所で行はれた最初の裁判に不服な者の上訴を引受けて三人の判事が合議によつて再び裁判する。大審院は、最高の裁判所で東京にたゞ一箇所置かれてある。大審院は、最も重大な事件を取扱ひ、又地方裁判所や控訴院の裁判に不服な者に最後の判決を下す所で、五人の判事が合議によつて裁判する。かやうに區裁判所から地方裁判所、大審院へ、又地方裁判所から



控訴院・大審院へと順次に上訴し、三回くりかへして裁判して
もらふことの出来る制度になつてゐるのは、法律の解釋を一
定にし、其の適用を慎重にするためである。
各裁判所に検事局が附置されてある。いづれも相當の人数の
検事といふ官吏が之に屬してゐる。検事は、犯罪のあることを
知ると、其の犯罪の證據を調べ、犯人を捜査して管轄の裁判所
に公訴を提起し、法律の適用を請求する。此の場合、検事は公益
を代表して原告の地位に立つ者である。検事の公訴がなければ
刑事裁判は開始されない。検事は、民事についてもそれが公
益に關する事件であれば、意見を述べることが出来る。又人か
ら依頼された法律上の事或は裁判所から命ぜられた事を取
扱ふ辯護士といふ者がある。辯護士は、民事裁判では原告・被告

の相談相手となり、附添人又は代理人となつて其の主張を助
け、刑事裁判では不當な刑罰が加へられないやうに被告を擁
護するのを其の職分とする。
裁判の對審判決は通常公開されることになつてゐる。これは
裁判の公正を保ち、威信を示すに必要であるからである。
裁判は國家の重大な要務であるから、かやうに公平慎重に行
はれる組織になつてゐるが、更に國民をして此の重大な要務
に參與せしめ、且裁判に對する國民の信賴を益、厚くさせるた
めに陪審法といふ法律が公布施行せられてゐる。陪審といふ
のは、地方裁判所の公判で裁判される或種類の刑事裁判に、裁
判官の外に一般國民が參與することである。陪審員は、三十歳
以上の男子でなほ一定の資格ある者が候補者となり、其の中

から十二人抽籤の方法によつて選定せられるのである。陪審員は、公判廷で先づ裁判長から陪審員の心得を諭され、職務に對する誓をする。次に検事が被告はどのやうな罪を犯して訴へられたのであるかを述べると、裁判長は被告を訊問して其の辯解を聞き、更に證人鑑定人等を訊問して證據調をする。それがすむと辯論に移り、検事が犯罪の事實について意見を述べ、之に對して被告と辯護人が意見を述べる。そこで裁判長は、陪審員に對しどのやうな事實が問題となつてゐる證據はこれ／＼と事件に關する説明をする。それから裁判長は、問を書面に記して陪審員に渡し、罪となる事實の有無を評議の上答申すべきことを命ずる。問は「然り」又は「然らず」と答へることが出来るやうな文言で記されてある。陪審員は、評議室に退

高修兒二

高修兒二

き、議事整理のため陪審長を互選した後、各自意見を述べる。評議によつて罪となる事實を認めるには、陪審員の過半数の意見の一致が必要である。過半数に達しない場合には、之を認めないことになる。かやうにして評議が終ると、答申を問書の餘白に記し、陪審長が之に署名捺印して之を裁判長に提出する。裁判長は、公判廷で裁判所書記に問と之に對する答申を朗讀させた後、陪審員を退廷させる。陪審員の答申は、犯罪事實を認めるか認めないかの二つの中の一つを選ばなければならぬ。認められた場合には、先づ検事が之に適用すべき法律及び刑について意見を述べ、次に辯護人と被告が之に對して意見を述べる。すると裁判所は合議の上、陪審員の答申した事實に法律を適用して刑を言渡すのである。又陪審員の答申が犯罪事實

を認めない場合には、裁判所は無罪を言渡すのである。こゝに注意すべきは陪審員の答申が犯罪事實を認めた場合でも認めない場合でも、裁判所がそれを不當と認めなければ、別に陪審員を選定して改めて事件を其の議に付するのである。陪審員の答申は、裁判所が之を採用して裁判の基礎とし、被告の有罪・無罪を決定する資料とするのであるから、其の職責は極めて重大である。陪審員として裁判所に呼出を受けた時は、必ず公判期日に出頭しなければならぬ。呼出を受けた陪審員は、事件に關し他人から頼みを受けたり、意見を聞いたりしてはならない。又世間の風評や新聞紙の記事によつて、事件に關し前以て考をきめるやうなことをせず、全く白紙のやうな純眞な心持で公判廷に出て、常に慎重の態度を執り、熱心に裁

判の進行に注意し、事實の眞相を知ること、に努め、良心の命ずるまゝに公平誠實に其の職務を行はなければならぬ。私情にとらはれ又は後難を恐れて事實の評決に當り眞實を語らなかつたり、評議答申の結果言渡さるべき刑罰のことを心配して考をきめかねたりしてはならない。なほ評議の模様やめいめいの意見は、決してそれを他に漏らさないやうに注意すべきである。

昭和三年十月一日陪審法施行の日、天皇陛下は、大審院・東京控訴院・東京地方裁判所に行幸になり、親しく法廷をみそなはせられ、畏くも司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ會ス一層格勤奮勵セヨとの勅語を賜はつた。裁判の任に當る者は、常に之

を服膺すべきはいふまでもなく、陪審員たるべき一般の國民も、聖旨を奉體して國家の裁判に參與し、以て立憲國民たる責務を果さなければならぬ。

第二十一課 國憲國法(其の五)

世がまだ開けない頃には、人々は一身一家の暮しを立てることばかりに注意して、廣く一村とか、一郷とかの經濟のことは考へないですんだ。しかし今日では自分等の屬する市町村や府縣の經濟は、直接自分等の生活に影響するやうになつて來たから、これに無關心であることは出來ない。例へば新に學校を建てたり、水道を設けたり、道路を開いたりするのは今日では地方公共の仕事とされてゐるが、それらの仕事がよく施設

され、經營されるか否かは其の地方住民の便益幸福の上にならぬ。關係をもつてゐるのである。さうして其の施設經營には多くの費用がある。此の費用は其の地方住民各自が當然負擔すべきは、そのものである。

我が國の存立を全うし、益國運の發展を圖るためには、國としていろいろの仕事をして行かなければならぬ。其のためには人を使つたり、物を買つたり、莫大の金を要するのである。即ち國を防衛するためには軍備を充實しなければならぬ。國交を圖るためには外交官領事官を派遣しなければならぬ。國民を教育するためには學校の施設を十分にしなければならぬ。社會の安寧秩序を維持するためには犯罪を防ぎ、紛議をさばく警察や裁判の事務をとり行はなければならぬ。其

の他産業を進め通信の便を圖るなど國が施設しなければならぬことは非常に多い。我が國に於ては、これらの施設經營に要する金は近年だん／＼多くなつて、經常費ばかりでも年數十億圓といふ巨額に達するのである。政府は一年間の國の費用の支出と其の費用にあてる収入の見込の計畫を立てる。之を豫算といふ。豫算は毎年帝國議會の議に付し、慎重に審議して議決した後天皇の御裁可を経て實施するのである。國の費用を支出する財源となる主なものは、租税による收入である。市町村の費用も、多くは住民の租税からの収入で支辨する。市町村の仕事は人々が直接其の便益を受けるので、其の納める税金がどう使はれるかよくわかるが、國の仕事となると其の範圍が廣く大きいので、それ程はつきりと税金の行方

がわからない。其のために國に租税を納めるわけをよく解しない人もある。又租税は代金を支拂つて物品を受取る賣買とは違つて、金錢を納めても品物を渡されるのではないから、財産の一部を取去られるやうな氣持で、なるべく少く出さうとか又出さないですまさうとか考へる人さへある。これは大きな考違である。今こゝに若干名の會員から成る一つの會があるとする。其の會員の一人が會費をいつも滞納したり、或は出さなかつたりしてゐながら、會の便益だけは人並に受けようとしたら、果して人の非難を受けないですむであらうか、恐らく自分でも恥づかしく思ふであらう。しかるに我等の安寧幸福を進めてくれる國の仕事にいる費用となると、國が大きな團體であるがためか、やゝもすると其の費用を分擔する義務

を深く感じない人がある。それでどうしてりつばな國民であるといへるであらうか。如何にも肩身狭いといふ氣持がするであらう。かう考へると、我等は國民として憲法や法律に遵つて納税の義務を果すべきは當然のことである。むしろ自分から進んで國の仕事に要する費用を出さなくては氣がすまないといふのが、日本人の氣象ではあるまいか。英國では稅務署から通知を受けた稅額が、自分の計算した高よりも少い時には、其の差額を名前をかくして大藏省に届ける習慣がある。大藏省では特に良心上納金といふ名目で之を受納れて、新聞紙上に發表することになつてゐるといふことである。租税は進んで納むべきものであるが、寄附金と違つてたゞ任意に出せばよいといふものではない。どんな税を課するか、又

どんな率にするかは、法律で定めることになつてゐる。我等は法律のきめた通りに税を納めるのである。さうして法律は帝國議會で議決されるのであるから、税は決してむやみに取立てられるのではなく、我等國民が自身できめて納めるといつてよいのである。

我等國民は皆租税を分擔してゐる。法律できめられたいろいろな種類の租税は、國民が種々の職業に従事してどの方面からか誰でも之を分擔することになつてゐる。國に出す税には、地租・所得税・營業收益税・資本利子税などのやうに收入に應じて出す税がある。又相續税・登録税などのやうに財産を移轉する場合に出す税がある。これらの税を出さない人は國の税を負擔してゐないやうであるが、酒・清涼飲料・砂糖・織物などは其

の製造者又は引取人が税を納め、其の金額はこれらの品物の直段に含めてあるので、それを消費する場合には間接に税を負担してゐるといふわけになる。又關稅といつて外國品を輸入する場合に出す税がある。國の税の外に府縣市町村に納める税がある。國稅附加稅、家屋稅、戶數割などは地方稅である。租稅はきまつた手續に従つて納めなければならぬ。其の手續は税の種類によつて一様でないが、其の中で特に納稅に關する申告を要するものは必ず規定の届出をしなければならぬ。又納稅の告知を受けたならば、其の納期日を違へず指定の場所に納むべきである。

もし納稅者がかやうな手續を守らないで、納稅の申告を怠つたり、又は納稅の期限に後れて督促を受けたりすると、徵收に

高修兒二

高修兒二

無益の手續がかゝり延いて公共の事業に濫滯を來すやうになる。まして納稅を厭ひ、申告を偽つて脱稅をはかり、或は納期に後れて滯納處分を受けるやうなことがあつては、國民の本分に背き、甚だしい恥辱であるばかりでなく、國家及び地方團體の經營上大いなる妨となる。愛國の道は、國家非常の場合にあるばかりではない。平時に於て我が市町村、府縣及び國の財政がどんな情態になつてゐるかを知り、常に納稅の義務を尊重して、其の手續を誤らず、隣近所誘ひ合つて此の重大な義務を完全に果して國家及び地方團體の隆昌を圖るのが、また大切な愛國の道である。

第二十二課 義勇奉公(其の二)

勅語に、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と仰せられてある。義勇とは義にかなつた勇氣であつて、「公ニ奉シ」とは皇室國家のために力を盡くすの意である。もし一朝大事が起ることがあつたならば、身命を顧みず皇室國家のために力を盡くすべきは、我等の最も大きな務である。

我が國が世界無比の國體を有し、光輝ある歴史をもつてゐることは、我等が既に學んだところである。我等臣民はどこまでも此の無比の國體を擁護し、此の光輝ある歴史を汚さないことを期しなればならない。此の心掛のない者は我が國の臣民たる資格がない者である。

世界の平和を重んじ、人類の幸福を進めるのは、早くから我が國の國是とするところであつて、それがために世界の文明諸

國といろくの條約を結んで國際平和を維持することに力を盡くしてゐる。しかし文明の進歩と共に國と國との關係が益々複雑となり、競争は次第に激しさを加へ、利害の一致を缺くことも免れないところから、いつ世界の平和が破れて禍が我が國に及んで來るか測り知ることが出來ない。それ故、我等は常に事變に應ずる覺悟をもつてゐなければならぬ。自國を防衛して其の獨立と治安を維持し、以て國威を宣揚し、國民を保護するのは、國家として絶対に必要なことである。其のために國家には軍備がなければならぬ。大日本帝國憲法第二十條に、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定められ、又兵役法によつて、帝國臣民で滿十七歳から滿四十歳までの男子は、皆兵役に服する義務があるものと定

められてある。國民として、天皇の統率せられる陸海軍に入つて國家防衛の事に當るのは、また大いなる名譽といふべきである。

我等國民は身軍籍になくとも、生まれながらに國の存立と光榮を護る者である。古から我が國民は、事變に際しては其の身も家も顧みず祖國を防護するのを丈夫の事と考へ、其の忠義の精神は、榮譽の感情と共に祖先以來相傳はつて國民一般の氣風となつてゐる。古歌に

海行かば 水づく屍 山行かば 草むす屍 大君の邊にこそ死なめ 顧みはせじ

又

今日よりは顧みなくて大君の

醜の御楯と出でたつわれは

とあるを見ても、如何に我等の祖先に義勇奉公の志氣が盛であつたかを知ることが出来る。奈良時代・平安時代には軍團等が設けられて、國內壯丁の兵役に堪へる者を探つたが、武家政治の世となつてから、軍事は専ら武士が當ることとなつた。さうして明治六年になつて新に徵兵令が公布せられ、全國皆兵の古の制度に復したのである。我が國民たる者は常に志氣・身體を鍊磨し、一朝大事が起つたならば、身命を顧みず皇室國家のために力を盡くして、國民として此の大いなる務を全うすべきである。

第二十三課

義勇奉公(其の二)

一旦緩急ある場合に、身命を抛つて君國のために盡くすのは、陸海軍人たる者の本分であるが、義勇公に奉ずるのは、たゞ軍人ばかりの事と思つてはならない。軍人に如何程義勇奉公の念が盛であつても、國に資源が乏しく、且國民の協力を缺いたならば、君國擁護の實を擧げることとはむづかしい。軍備はもとより國家防衛の根幹であるが、軍に軍備だけでは不十分である。國家のあらゆる力を綜合して國の安全を圖らなければならぬ。これがためには國民一人残らず義勇奉公の精神に燃立つことが必要である。

明治三十七八年戰役の際、或地方では重要肥料の一つである滿洲大豆粕の輸入が殆ど杜絶し、其のために農家では非常な恐慌を來したことがある。そこで其の地方では綠肥栽培の方

高修兒二

高修兒二

法を講じ、どの家でもせつせと之を實行し、なほ互に助け合つて耕作に勵んだ。其の結果、十分の肥料が得られ、作物の收穫に何等の支障がなかつたばかりか、却つて耕作地は増加し、又肥料を買ふために年々數百萬圓を消費してゐたのを節約することが出來た。

當時豫備兵等が出征したために、農家の壯丁は大いに其の數が減つたので、或地方の青年會の如きは、會員が申し合はせて出征者の留守宅に行つて農事の手傳をした。しかも晝食等のために其の家の人を煩はすまいとの用意から、殊更午前と午後とに交代することとした。なほ其の青年會では同村の出征軍人を慰めるために、有志者から讀終つた新聞紙をもらひ受け、又別に同村の消息を印刷して、新聞紙の方は、毎月五回刷物



の方は毎月一回それを戦場に送った。
 又女子は繻帯を作つて陸海軍に寄贈する者、看護婦となつて傷病兵の救療に従事する者などが少くなかつた。或地方の婦人會は一同申し合はせて化粧品の使用を廢し、又普通の労働時間外に各自仕事に努め、さうして得た金額を恤兵救護の費用にあてた。或地方では有志の人々が集つて蠶絲婦人會といふ會を組織し、協同して

養蠶に従事し、好成绩を得て、其の収益の全部を恤兵部に獻納した。

これらによつても、當時の國民が如何に義勇奉公の精神に燃えてゐたかを察することが出来る。此の戦役に於て、我が軍が連戦連勝して國威を發揚することが出来たのも、誠に當然である。

歐洲大戰に於ても、交戦諸國の女子は、男子に代つて或は耕作に努め、商工業に従事して生産の衰退を防ぎ、或は郵便物の配達をしたり、汽車、電車の事務を執つたりして運輸交通の便を助け、或は軍器、彈藥の製造、糧食の運搬等の事に當つて兵力の充實を圖つた。

かやうにかよわい女子が慣れない仕事に當つて後援に努め

ても、なほ交戦諸國はいろく、の方面に不足を生じ、國防に非常な不安を感じた。其の一二の主な例を挙げると、或は國民の食料の缺乏に苦しみ、或は海上運輸の船舶の不足に悩んだ。そこで歐洲大戦の經驗によつて各國とも感じたことは、戦争を避けるためには、あらゆる手段を盡くして平和を圖らなければならぬが、もし戦争の起つた場合は、軍隊の動員ばかりでは不十分である。國民の總動員を行ひ、國家の全能力を發揮して國家を防衛しなければならぬといふことであつた。これまで我が國に於ては、國の一大事に當つて戦場に立たない國民は、勤勉節約して戦費の負擔を引受け、出征軍人を慰藉し、其の家族を救護するなど、専ら軍人の後援に努めたが、今では後援といふよりはむしろ産業、交通、財政等國の平時の總べての

高修兒二

高修兒二

實力を擧げて國家の防衛に當らなければならなくなつた。我が國が如何に平和を愛し、正義を重んずるに熱心な國であるかは、これまで我が國が示した國際協調の精神によつても明らかである。戦争はもとより避くべきであるが、萬一戦争が起つて國の安危にかゝる場合には、國民は舉國一致して義勇公に奉じ、必ず戦に勝つて我が國體を擁護し、光輝ある歴史を汚さないやうにしなければならぬ。なほ義勇公に奉ずるのは戦時ばかりのことではない。平時にあつても此の精神を以て各自の業に勵み、國家の隆昌を致すことを心掛くべきである。

明治天皇御製

敷島のやまと心のを、しきは

事あるときぞあらはれにける

第二十四課 皇運扶翼

勅語に「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてあるのは、「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」に至るまでの道をよく行つて、天地と共に窮ない皇位の御盛運を助け奉れとの御趣意である。

我が皇位の天壤と共に窮ないことは、既に學んだやうに皇祖の神勅にお示しになつたところである。さうして我が大日本帝國は此の天壤無窮の皇位によつて存立するものであるから、我等臣民たる者は、皇位の益、お榮えになるやうに祈り、「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの聖諭を奉體して常に之を實

高修兒二

高修兒二

踐躬行しなればならない。これ即ち遠く皇祖の神勅を奉體する所以で我が國を永遠に榮えしめる道である。

聖旨を奉體して常に之を實踐躬行するときは、よく自己の人格を高め、一家の和合を致し、社會の幸福を來すことが出來、又國民の品位を高め、國力を充實し、國威を發揚し、延いては人類文化の向上に貢獻することが出來るのである。かやうにして我等は皇運を扶翼し奉ることが出來る。我等大日本帝國臣民たる者は、勅語にお示しになつてゐるところを服膺し、以て皇運扶翼の務を全うしなればならない。これ即ち最大の忠である。

明治天皇御製

昔より流たえせぬ五十鈴川

なほよろづ代もすまんとぞ思ふ
千早ぶる神のかためしわが國を
民と共に守らざらめや

第二十五課 忠孝一致

勅語に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以
テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられてある。是ノ
如キハとは「父母ニ孝ニ」から「皇運ヲ扶翼スヘシ」までを受けて
仰せられた御言葉である。即ち「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」
までの道を守つて天壤無窮の皇運を扶翼することは、天皇に
對し奉りて忠良な臣民であるばかりでなく、又祖先の遺風を
顯すものであつて、祖先に對して孝順な子孫であることをお

高修兒二

高修兒二

諭しになつたのである。それ故、勅語にお示しになつた道を全
うするのは、臣民としては君に忠であり、子孫としては父祖に
孝であるものといふべきである。

楠木正行が父の教訓を守り、其の志を繼いで天皇の御爲に盡
くしたことは、千古の美談であつて、我等の鑑とするところで
ある。忠は實に我等の祖先が第一の本務として恪守したとこ
ろである。大伴家持の詠んだ長歌の中に

人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと
いひ繼げる

といひ源雅頼は
子を思ふ道にぞいのるすべらぎに
仕ふる跡をたがへざらなん

と詠み、親は一筋に其の子が君に忠を盡くすやうにと念じ、それを以て自分に孝を盡くしてくれぬ最大のものとした。それ故、我が國の道徳では、君に忠を盡くせば孝はおのづから其の中にあるといふべきである。

又我が國は國中が一大家族の趣を成してゐて、皇室は臣民の宗家であらせられる。臣民は祖先に對する敬愛の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉るのである。さうして君臣は親子のやうな關係であつて、天皇は臣民を子のやうにおいつくしみになり、臣民は子が親に對するやうに天皇を敬慕し奉つてゐる。そこで忠と孝とは同じ心情であつて、忠孝はこゝに相一致するのである。

忠孝は我が國道徳の大本である。さうして忠を離れて孝は存

しないのである。忠孝の一致は、實に我が優絶な國體に本づいて生まれて來た美風である。

人々は常に勅語の御趣意を奉體し、孝友和信から義勇奉公に至るまでの道を實行して誤ることがなかつたならば、よく皇運を扶翼して忠良な臣民となり、又祖先の遺風を顯彰して孝順な子孫となることが出来るのである。

第二十六課 斯の道

勅語に「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と宣はせられてある。斯ノ道とは、勅語に於て以上にお示しになつた皇國の道を指すのである。古今ニ通シテ謬ラ

「ス」とは、過去及び現在に通じて謬がないといふ意味である。又「中外ニ施シテ悖ラス」とは、國の内外を問はずどこで之を實行しても差支がないといふ意味である。

斯の道は勅語にお諭しになつてゐる通り、實に皇祖皇宗の御遺訓である。皇祖皇宗は御實行によつて斯の道の模範をお示しになり、又時々の詔勅等で御教訓をおのこしになつた。明治天皇の御製に、

あし原の瑞穂の國のよろづ代も

みだれぬ道は神ぞひらきし

傳へ來て國の寶となりけり

聖の御代のみことのりぶみ

と仰せられたのは此のことをお詠みになつたものである。以

て斯の道の淵源するところが遠く、且極めて尊嚴なことがうかゞはれる。

斯の道は、我が國體に本づいてゐて、公明正大、萬世に亘つて變らない眞理である。それ故、畏くも皇祖皇宗の御子孫は、常に臣民と共に斯の道をお守りになつてゐる。

我等臣民の祖先は、皇祖皇宗の御旨を奉體し、世々斯の道を實行して其の美を發揮して來た。我等も斯の道を恪守し、實踐躬行して少しも怠らず、以て聖旨に副ひ奉ると共に祖先の志を全うし、且之を永遠に子孫に傳へなければならぬ。

一國の制度・風俗は、時勢に應じて多少の變動を免れず、又其の文物も日に月に進歩發達すべきであるから、過去に於て尊ばれたものでも、現在に於て其の價値を失ふものがないではな



い。しかし勅語にお示しになつてある道は、天地の公道であつて、いつの世でも變動しないことはちやうど日月の光明が古も今も變らないのと同様である。斯の道がよく古の世に行はれたことは之を歴史に徴して明らかである。なほ勅語が下賜せられて以來、斯の道は一層明らかとなり、其の實踐の効果が大いに著れて國運は益々隆盛に赴いた。これによつても、斯の道は將來にもよく行はるべきものであることは少しも疑を容れないのである。勅語の下賜せられた由來をたづねるに、明治維新の大業が成ると、我が國は歐米諸國と交際を親密にし、知

高修兒二

高修兒二

識を世界に求めたので、西洋の文物は盛に輸入せられた。これがために人々は競つて新しい文物を習ひ、古きを棄てて新しきを迎へるのに忙しかつた。道德に關しても種々の説を生じ、學校で授ける徳教の方針がしばらく一定せず、國民もまた適從するところを知らないといふ情態であつた。畏くも明治天皇は深く臣民の教育に御軫念あそばされ、明治二十三年十月三十日、時の内閣總理大臣と文部大臣を宮中にお召しになり、親しく此の勅語を下賜せられたのである。聖勅が一たび下ると、天日の密雲を披いて光明を放つやうに、我が國に於ける教育の方針が定まり、國民もまた其の嚮ふところを一にするこゝとが出来た。

忠孝の大義が我が國體に本づいて其の美を發揮したことは、

他の國に其の類例を見ないのであるが、勅語にお示しになつてある道は、天理に順ひ、人情に本づくものであるから、世界中どこで實行しても差支ないものである。世界の中どの國民にしても、子の親に事へて孝行であり、兄弟姉妹仲よくするのを悪いとし、夫婦相和し、朋友相信するのをいけないとするものがあらうか。又恭儉博愛も、修學習業も、智能の啓發、徳器の成就も、公益を廣め世務を開くことも、國憲を重んじ國法に遵ふことも、義勇公に奉ずることも、たゞ我が國ばかりに行はるべきで外國には行はるべきではないといふ道理があらうか。斯の道が人の踐行ふべき大切な道であることに變りはない。勅語の聖旨は歐米諸國に傳はつて、かの國の識者もひとしく歎美してゐるところである。

高修兒二

高修兒二

斯の道が公明正大であつて古今に通じて謬らず中外に施して悖らないことは、以上の通りである。我等國民たる者は斯の道が皇祖皇宗の御遺訓であることを忘れず、又我等の祖先の遵守して怠らなかつた道であることを思つて篤く信じ、力めて行ひ、以て優渥な聖旨に答へ奉らうと心掛くべきである。

明治天皇御製

開けゆくときにいよく仰がれぬ

聖の御代のたかきをしへは

第二十七課 君民一徳

勅語の終に「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられてある。拳々とは奉持の貌、服膺とは

胸に着ける意味である。そこで「拳々服膺シ」とは両手で物を大切に持つて胸に着けるやうに遵奉することをいふのである。徳ヲ一ニセン」とは皇祖皇宗の御遺訓を遵奉して皆其の徳を同じくしようとの聖意をお示しになつたものである。勅語にお諭しになつた道は、皇祖皇宗の御遺訓であつて、我等の祖先が尊重奉體して其の實行に努めたものである。又斯の道は天地の公道であつて古今に通じて謬らず、中外に施して悖らないものである。我等はよく之を遵守して其の實行に努むべきである。更に又明治天皇が率先して斯の道を實踐躬行せられ、臣民と共に其の徳を同じくしようとお望みになつたことは、誠に感激に堪へないところで、我等は誓つて斯の道を拳々服膺せずにはゐられないのである。

國家の興隆を圖るには、國民が心を一にして事に當らなければならぬ。國民が心を一にするには、皆徳を一にすることが大切である。御歴代の天皇が身を正しうし道を行ひ、民を愛し教を垂れ、以て模範を萬世におのこしになり、臣民もまた心をあはせて道徳を重んじ、忠孝に勵んだことは、我等の既に學んだところである。我が國は實に君民一體となつて道徳を尊重する國柄である。

昭和三年十一月、天皇陛下御即位の禮を擧げさせられ、次いで大禮觀兵式・大禮特別觀艦式を行はせられたが、十二月十五日には宮城二重橋前廣場に於て、東京府並びに其の近縣の在郷軍人會員、大學・専門學校・中等學校・青年訓練所の學生及び生徒、青年團員等約八萬の青年を御親閲になつた。

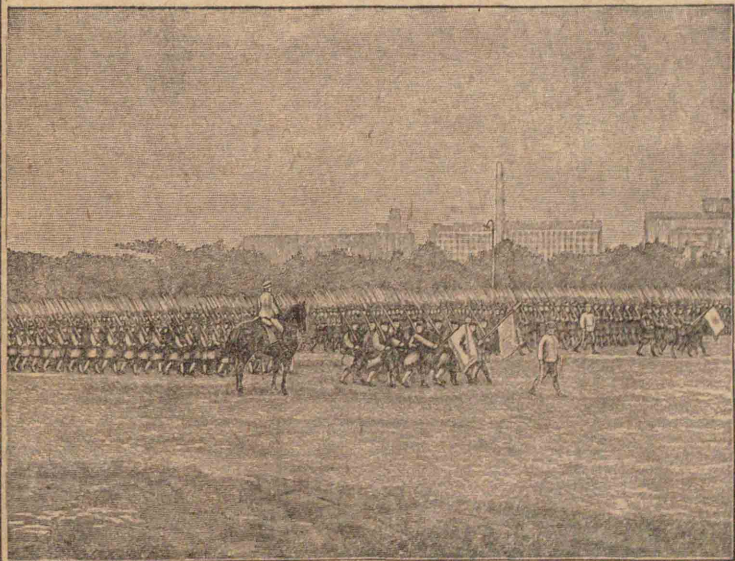
天皇陛下は御即位の御儀式のため、殆ど一箇月の間は日夜に亘つて少しの御暇もあらせられなかつたが、青年御親閲の願を特にお許しになり、其の上此の十五日には恒例の賢所御神樂の御儀があつて、夕刻から深夜にかけて極めて重要な御祭事を取り行はせられ、陛下の御寢になるのは夜半を過ぎさせられるとの御事であるにもかゝらず、なるべく多くの青年の参加の希望をかなへさせられる思召から、青年に都合のよい此の日に行はせられることとなつたのである。

當日となると、幾萬の青年が快晴を祈つたかひもなく、空暗く、細雨しとくと降りそゞいだ。しかし晴雨にかゝらず御實施になるといふことであつたから、青年は雨をもものともせず、未明から二重橋前廣場を指して集つて來た。玉座は高さ約四

尺の臺上に設けられ、最初は其の上を金色の菊花御紋章の入つた天幕で蔽ひ、前面を除く三方は、青白の幔幕を以て圍はれてあつた。しかるに陛下は朝からの雨に打たれる多數の青年の身を思ひやらせられて、畏くも、朕のみ一人天幕の下にあるべきでない。との思召から、臨御に先だち三方の幔幕をはづし、天幕さへも取去らしめられ、玉座は雨に濡れるにまかせられた。午後二時、囀啼たる君が代の奏樂中に、陛下は濡れたまゝの玉座に進ませられ、初は侍従の奉つた外套を召させられたが、間もなく御親ら外套を脱いで侍従にお渡しになつた。折から雨は小止みとなつたが、雲の行き來はなほ繁く、北西の風さへ加つていよゝゝ寒さを増して來た。陛下は神々しく玉座に立たせられ、分列各集團に對し一々擧手の御答禮を賜はり、女子

の奉唱する奉祝歌をきこしめさせられて、殆ど一時間半の間、寒風の吹きすさぶ中で、御身動きもあそばされず、いとも御熱心に御親閲あそばされたのである。此の光榮に浴した八萬の青年が感激に満ちて三唱した萬歳の聲は、大内山にこだまして莊嚴なひびきを天地に傳へた。若き人々は當時の感想を記して次のやうに述べてゐる。

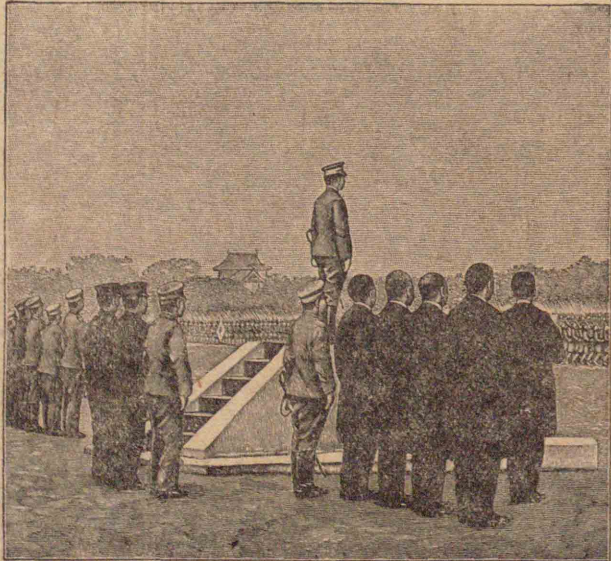
「號令も歩調も軍樂も聞えない。陪觀はいくわんの人達も隣にゐる友達も



高修兒二

何も見えない。天皇陛下と私だけの外、何ものも意識されなかつた。さうして御姿はしつかりと拜めたが、涙がぼろ／＼と出て御顔の程はしかと拜し得なかつた。」

と言ひ、又
『青年と共に雨に濡れよう。』との思召の程を先生から傳へられた時は、目に熱い涙がにじみ出るのをとめることが出来なかつた。さうして分列の一步々々にありがたと思ふ感激のひびきをこめて歩んだ。我等はよき御代に生まれ合はせ



高修兒二

た。

と言ひ、又

「寒風の吹きすさぶ中で、天幕も除かせられ外套も召されず、一時間半も直立不動、一々御答禮を賜はつた大御心の程、ただありがたさに涙がこぼれた。——我等は日本を背負つて起たなければならぬといふ覺悟を今更ながら強くした。」と言つた。

これらの青年の感想は、八萬の青年の感想を代表するものである。「青年と共に雨に濡れよう。」との思召こそ、民と苦樂を共にしようとの大御心である。君民一體となつて其の徳を一にし、ようとお望みになつた明治天皇の廣大深遠な聖旨は、其のまま今上天皇陛下の我等臣民にお望みになる大御心である。我

高修兒二

高修兒二

等は日夕皇祖皇宗の御遺訓を服膺して斯の道を實踐し、忠孝の大義を以て一貫し、共々に心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し、益國家の興隆を圖ることに努めよう。

明治天皇御製

國の爲いよくはげめちよろづの

民もこゝろをひとつにはして

高等小學修身書卷二 兒童用 終

昭和十五年十月十二日
昭和十五年十月十五日
昭和十五年十月十五日
昭和十五年十二月十三日
修正印刷
修正印刷
翻刻發行
翻刻發行

著作權所有

著作兼
發行者

文
部
省

高等小學修身書卷二兒童用
臨時定價 金拾五錢

昭和十五年十月十六日
文部省檢査濟

發行所

翻刻發行
兼印刷者
代表者
渡 邊 菅 造

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地

東京書籍株式會社工場

印刷所

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地

東京書籍株式會社

栗栖正介

広島大学図書

2500028310

